

2018年8月1日発行(毎月1回1日発行) 第18巻第8号(通巻520号)

# LIBRA

2018年 8 月号

〈特集〉

## ノウハウ満載！弁護士研修



# LIBRA

東京弁護士会

## CONTENTS

2018年8月号

### 特集

## 02 ノウハウ満載！ 弁護士研修

- |                |       |
|----------------|-------|
| 1 巻頭言 弁護士研修の課題 | 軽部龍太郎 |
| 2 弁護士研修の概要     | 軽部龍太郎 |
| 3 ライブ研修        | 前田 哲兵 |
| 4 ネット研修        | 上芝 直史 |
| 5 研修に対する疑問に答える | 木原 大輔 |

### 連載等

- 20 理事者室から：知ることから始めて 海野浩之
- 21 常議員会報告（2018年度 第4回）
- 22 今、憲法問題を語る  
第81回 憲法9条裁判に学ぶ—新井章弁護士の闘い 朝倉正幸
- 23 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告  
東京地方裁判所委員会報告「裁判員裁判の現状と課題について」 柴垣明彦
- 24 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応  
第91回 業務妨害と「市民窓口」
- 25 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を  
第27回 IBA World Women Lawyers' Conferenceに参加して 坂野維子
- 26 近時の労働判例  
第65回 大阪地裁平成30年2月21日判決（日本郵便(大阪)事件） 吉岡 剛
- 28 刑弁でGO！  
第80回 要通訳事件の弁護活動 浦城知子
- 30 わたしの修習時代  
弁護士人生の原点となった当会での修習 52期 川畑大輔
- 31 70期リレーエッセイ：東京お風呂事情 小宮山優樹
- 32 お薦めの一冊：『僕は明日もお客さまに会いに行く。』 松井秀樹
- 33 コーヒーブレイク：Virtual Insanity—妄想への熱狂— 杉本隼与
- 34 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 36 会長声明
- 44 インフォメーション

# ノウハウ満載！ 弁護士研修

当会では、様々な弁護士研修（以下「研修」といいます）が行われておりますが、当会で行われている研修を十分に活用し、日頃の弁護士業務に十分に活かすことができている会員の方は少ないのではないのでしょうか。あるいは、研修には参加したいけれども、業務が忙しいため、ついつい不参加になってしまうという会員の方や、名簿登録要件になっている研修はやむなく参加しているものの、そうではない研修は参加していないという会員の方々もおられると思います。

今月号の特集は、研修委員会の方々に研修の概要やより効率的な受講の仕方などを解説していただき、会員の方に、研修の意義を再度見直していただいて、日頃の業務に活用していただくと考えて企画をいたしました。

（吉川 拓威，西川 達也，小峯 健介）

## CONTENTS

1 巻頭言 弁護士研修の課題 .....	3頁
2 弁護士研修の概要 .....	4頁
3 ライブ研修 .....	5頁
4 ネット研修 .....	11頁
5 研修に対する疑問に答える .....	18頁

## 1 巻頭言 弁護士研修の課題

弁護士研修センター運営委員会委員長 軽部 龍太郎 (57期)



### 定番トレーニングの不在、 「OJT」に関する誤解

相撲なら四股・テッポウ・すり足，筋トレならベンチプレス・デッドリフト・スクワット，将棋なら詰将棋・棋譜並べ・対局といったように，ジャンルによっては確実に効果を生む定番の（セルフ）トレーニングがある。しかし，法律学や弁護士業務にはない。

そこで弁護士の世界では「OJTが大切だ」としばしば言われる。しかし，OJTはとにかく仕事をやらせてみて経験から学ばせるといったようないい加減な方法ではない。紙数の関係で詳しい言及は避けるが，OJTは徒弟制度的訓練と違うといったような解説は，検索をかけてみれば容易に発見できるだろう。本来は，かなり計画的な教育訓練である。

そして我々弁護士研修に携わる者は，定番トレーニングの不存在を補い，俗語的な意味での「OJT」よりも効果の高い企画を実施するよう努めなければならない。

### 1人で2時間話すスタイルに こだわらない

現在の研修の多くは，1コマ2時間を1人の講師が話し続けるスタイルである。しかし，このスタイルで，受講者の興味と集中力を最後まで持続させることは容易でない。テレビの世界には池上彰氏や林修氏のような達人がいるが，その2人にしたところで，資料映像をはさんだり，「ひな壇芸人」と会話したりしてようやく2時間いっぱい視聴率を維持するのである。ニュース番組でも「解説委員」が登場してアナウンサーとやりとりをするではないか。

立教大学の中原淳教授は，「数多くの人間が，いつ

ときに集まっているような空間で，ひとりの特定の人間が，不特定多数の人間に対して話を一方向的にしているというスタイルは，そもそも『特異』です。この場合『コミュニケーション』としてとらえるのであれば一極めて『不自然な空間』であることは言うまでもありません。」と指摘している（2018年2月5日のブログ記事「あなたのまわりには『写経型の授業』はありますか？」，<http://www.nakahara-lab.net/blog/archive/8524>）。講師側にしても，2時間話し続けるための準備は大変であるし，当日の体力消耗もかなりのものである。

これに対し，講師2人で掛け合いのように話すスタイルであれば，相方が話している間に自分が次に話す内容を考える余裕があり，負担が少ない。受講者としても聞きやすい。企画側には2人の講師の間を調整する負担が生じるのだが，今後はこのような企画を増やしていきたい。これまでも，例えば割増賃金請求について労働者側・使用者側・裁判官が順次講義をする企画や，証拠保全の段取りについて再現ドラマ風に仕立てた企画がある。いろいろ試してみないことには弁護士研修も進化しないであろう。

### 時間に利息をつけて返す

時間に対する意識が高い時代である。私は委員会で「受講者が預けてくれた時間に，いかに多くの利息をつけて返せるか」を意識するようしばしば訴えている。できれば「倍返し」したい。体系的な理解が受講者の体にしみこむような研修を実施したい。日本の弁護士が，企業，他士業，コンサルタント，海外の弁護士などに置いて行かれないように，そしてむしろリードするような存在になってほしい，と切に願うものである。

## 2

## 弁護士研修の概要

弁護士研修センター運営委員会委員長 軽部 龍太郎 (57期)

## 新規登録弁護士研修

現在、ほとんどの単位会においては、日弁連の「新規登録弁護士研修ガイドライン」に則った研修が実施されており、当会も同様である。新規登録弁護士が当会に入会すると、義務研修として集合研修、倫理研修、一般法律相談研修、クラス別研修及び会務研修を受講することとなり、これに加えて家庭相談・クレサラ相談研修及び刑事弁護研修を追加受講することができる。全国的に見て特徴的なのは、第一に刑事弁護研修が必修化されていないことである。とはいえ、刑事弁護研修の受講は当番弁護士・国選弁護人の待機名簿への掲載要件となっているほか、集合研修の中で刑事弁護に関する講義は別途行われている。第二にはクラス別研修であり、新規登録弁護士を約20人で1クラスにまとめ、ゼミ形式で全7回の研修を行っている。なお、必修項目に未履修がある場合には一定期間法律相談名簿から外すといった措置がなされるが、その多くが会務研修（委員会出席）の未履修（出席回数不足）であることは注意喚起しておきたい。

## 継続研修

当会では継続研修（一般研修）の受講は義務化されていないが、第二東京、大阪及び兵庫県の各会では義務化されている。また、他士業や海外の弁護士についても継続研修の受講が義務化されている例が多く、これらと常に比較されることから、今後も当会内や日弁連において継続研修義務化の議論が折に触れなされるものと予想される。

日弁連や当会において、研修の全てを研修委員会が企画・実施しているかという点、そのようなことは

ない。むしろ単位会においては専門的な知見をもつ委員会が独自に実施する例がほとんどで（例えば、高齢者・障害者に関する委員会が成年後見に関する研修を実施するなど）、研修委員会は新規登録弁護士研修や倫理研修のみを担当するか、独自の研修企画を行うにしても年間数回に止まる例が多い。当会の研修委員会は「前期／後期弁護士研修講座」「専門講座」「中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座」（中小企業法律支援センターと共催）を年間合計約50コマ実施しているが、このように多数の研修を企画・実施する研修委員会は他の単位会には見られない。また、当会研修委員会主催の研修は原則として撮影しており、「東弁ネット研修」のシステム上で視聴することができる（有料）。東京では、これらに加えて、他の委員会主催の研修、日弁連研修、東京三会の研修委員会による共催研修、東京三会の法律相談部門による共催研修などが多数実施されている。

## 倫理研修

倫理研修は、新規登録時に行うほか、弁護士登録後満3年、満5年及び弁護士登録の期間が5の整数倍となる年ごとに受講しなければならない（満3年、満15年から10年ごとの研修についてはパネル・ディスカッションの方式による）。当会の倫理研修の特徴は、いわゆるバズ・セッション形式の多用である。なお、倫理研修は、弁護士研修センター運営委員会ではなく、弁護士倫理特別委員会が実施している。



## 3

## ライブ研修

弁護士研修センター嘱託  
 弁護士研修センター運営委員会委員 前田 哲兵 (63期)



## はじめに

弁護士研修センター運営委員会（以下「当委員会」という）では、半期に約25コマのライブ研修（会場で受講する研修）を実施している。通常は18時から20時に開催しているが、家庭の事情などで夜間の参加が困難という会員の声に応え、11時から13時に開催している研修もある。

ライブ研修の種類としては、大別して一般講座、連続講座、専門講座、中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座、クラス別研修連動講座があり、その中には、各種法律相談担当名簿などの登録認定要件とされている講座（各種認定講座）もある。以下、それぞれにどのような講座があるのか概説していく。

## 一般講座

一般講座とは、原則1コマで終了する単発講座の総称である。

その分野は多岐にわたっている。一例を挙げれば、性の平等に関する委員会との共催講座では、家事事件やセクシュアル・マイノリティなどの分野に力を入れており、臨床心理士や裁判官など充実した外部講師をお招きしている点が特徴である。加えて、女性のための法律相談担当者認定研修、法テラスDV被害者法律相談担当者認定研修、家庭法律相談担当者認定研修などに指定されていることもあり、毎回、大変な好評を博している。

また、犯罪被害者支援委員会、国際委員会、新進会員活動委員会との共催講座もある。それぞれの委員会からご協力をいただき、専門性の高い講座を提供している。

その他、法務省との共催で債権法改正に関する講

義を行ったり、証券取引等監視委員会との共催で同委員会の活動概要等に関する講義を行うなど、行政機関とのタイアップも行っている。

## 連続講座

連続講座とは、1コマで終了する単発の講座である点は一般講座と同様であるが、特定のテーマについて半期に1コマずつ連続して開催していくことを予定しているものをいう。

現在、連続講座として開催しているものとしては、①法制委員会との共催で、施行が間近に迫っている改正債権法について解説していただく「債権法改正」、②元横浜家庭裁判所判事であり、現早稲田大学大学院法務研究科教授である松原正明氏に、相続法の最先端の論点や、相続法改正に関する議論などを解説していただく「相続法の最前線」、③災害対策委員会との共催で、災害時に弁護士としてどのような活動を行うことができるかについて、全国の弁護士会から講師をお招きして解説していただく「災害時の弁護士活動」、④交通事故事案において扱う医学的知見について、頭部、頸部、上肢、下肢など各部位ごとに、それぞれの専門医から解説していただく「交通事故事案の医学講座」がある。

半期に1回ずつの開催であるが、これを継続して受講すれば、当該分野について相当充実した知見が得られるであろう。是非、当該分野について継続的に学び、自己研鑽していく契機としていただければと思う。

## 専門講座

専門講座とは、特定のテーマについて半期に約6コマを集中的に開催するもので、いわば目玉の研修企画

である。

これまでに開催した専門講座のテーマとしては、①相続事件、②労働事件、③交通事故事件、④債権法改正、⑤医療過誤事件、⑥不動産関係事件、⑦建築事件、⑧消費者事件、⑨高齢者をめぐる法律問題、⑩インターネット法、⑪中小企業法務、⑫事業承継、⑬債権回収、⑭知的財産権法、⑮独占禁止法、⑯金融商品取引法、⑰国際法務、⑱行政法、⑲租税争訟、⑳裁判員裁判がある。

専門講座の特徴は、特定のテーマについて合計12時間程度の集中的な講義を行うため、当該テーマに関して深い知見が得られることにある。また、かかる研修を半年内という短期間のうちに完了させるため、知識の定着も図りやすいだろう。半期に1度（現在は3月と8月）当委員会から配布している「研修情報パンフレット」をご覧いただき、専門講座で興味のあるテーマを扱っていただければ、是非とも受講していただきたい。

## コラム 1

### 時間がないからこそ、ライブ研修に出してみよう！

弁護士研修センター運営委員会委員 藤木 友太 (67期)

若手弁護士にとって、毎日の業務は悩みと苦勞の連続だと思えます。

多忙なスケジュールの中、飛び込んでくるのは今まで扱ったことのない分野の案件ばかり。それでも依頼者の信頼を獲得すべく、業務の合間やプライベートの時間を利用して、何とか未知の分野に切り込んでいくために猛勉強します。加えて、日々刻々と変化する社会情勢や、度重なる新法制定・法改正にも対応していかなければなりません。

まだまだ弁護士生活に慣れていない若手にとっての1日は、気付けばあっという間に終わってしまい、自己研鑽に充てる時間を捻出するのは非常に難しいことでしょう。某有名漫画に出てくる「精神と時の部屋」があれば、そこに籠ってじっくりと自らのスキルアップを図れるのに…。そんな切実な想いを抱いている方も、きっといらっしゃるのではないのでしょうか。

若手弁護士にとってのスキルアップの手段は、大ま

かに、OJT、書籍、そして研修に分けられます。

この中で特に重要な手段であるOJTは、担当案件に関係する論点について深く掘り下げることに向いている一方で、分野全体の法体系を広く見渡すのには不向きと思われれます。書籍もやはり重要なツールですが、限られた時間の中で高度な専門書を1冊読破するのは生半可なことではありません。

そんな多忙な若手弁護士にとって、研修は、最重要・最先端の知識を、その道のプロフェッショナルである先輩から、短時間に凝縮して教えてもらうことのできる、まさに絶好の機会といえるでしょう。研修で法体系や全体像を把握したうえで、OJTを通じてスキルを定着させ、書籍を使ってより深い理解を得る。そんな好循環を生み出すことができます。

時間のない若手弁護士だからこそ、ライブ研修を積極的に申し込んで、メリハリのあるスキルアップを図っていくのが有効だと思います。

## 中小企業法律支援 ゼネラリスト養成講座

中小企業の経営者が求める弁護士像とは、労働事件や事業承継など特定の分野に特化したスペシャリストたる弁護士というよりも、企業内において生じ得る法律問題に一通り対応できるゼネラリストたる弁護士であることが多いとされる。その意味で、経営者に寄り添い、中小企業を支援する弁護士としては、まずはゼネラリストとしての能力を身につけることが求められる。しかしながら、中小企業をめぐる法律問題は多岐にわたり、それら全てを独力で身につけることは容易なことではない。研修を探すといっても単発の研修がバラバラに開催されていては知識に偏りができてしまい、ゼネラリストとしての能力を身につけることはやはり困難となる。

中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座とは、かかる問題意識から、当委員会が中小企業法律支援センターとの共催で、中小企業をめぐる法律問題等について、半期に4コマ程度ずつ集中的に開催するものである。

扱うテーマとしては、①「契約書作成・チェックの基礎」「法的債権回収の基礎」「融資と増資に関する実務」など一般的な企業法務の講座、②「下請法・独禁法の基礎」「不正競争防止法・営業秘密の管理」など企業法務を扱う上で必須となる法律の解説講座、③「財務・税務の基礎知識」など企業法務を扱う上で必須となる周辺知識の解説講座、④「M&A（事業承継）に関する実務」「親族内承継の基礎」など事業承継に特化した講座、⑤「労働事件の基礎知識」「団体交渉、不当労働行為救済手続きにおける使用者側弁護士の対応」など労働事件に特化した講座、⑥「反社会的勢力・クレーム対策の基礎」「クレーム

等への対応の基本」などクレーム対応に特化した講座などがある。

本講座を受講し、まずはゼネラリストとしての総合的な能力を身につけていただき、その後、さらに進んで特定の分野についても研鑽し、スペシャリストとしての能力も身につけていただければと思う。

なお、本講座は、「中小企業法律支援センター・中小センター紹介名簿」の認定講座に指定されているため、同名簿への登録を希望する会員は、是非とも受講していただきたい。

## クラス別研修連動講座

クラス別研修連動講座とは、その名のとおりに、クラス別研修に連動した講座である。ここで「クラス別研修」とは、新65期の一斉登録日である2012年12月23日以降に当会に入会した新入会員を対象として導入された全7回のゼミ形式の研修制度である。そのテーマは、民事事件一般に関する総論的テーマを扱った後に、①労働事件、②離婚事件、③交通事故事件、④相続事件、⑤建物明渡事件という各論的テーマを扱う。

「クラス別研修連動講座」とは、上記①から⑤の各テーマに関し、事件の受任から訴訟遂行に至るまでの一通りの基本的な事件処理の流れをおさえる講義形式の講座である。これを、それぞれのクラス別研修が実施されて間もない時期に開催することによって、同研修受講者が、同研修で得た知識を再確認し、知識を定着させ、さらにステップアップしていくことを直接的な目的としている。

ただ、クラス別研修連動講座は新入会員のみを提供されているわけではなく、全ての会員が受講可能である。この点、上記のテーマはいずれも一般的な事件



類型であるが、とはいえ、それぞれのテーマの基礎的な知識は非常に幅広い。また、会員各人の事件処理には少なからず偏りが生じてくるものであろう。そこで、上記事件類型について、基本的な内容から再確認し、自身の事件処理や知識に偏りはないかをチェックする機会として本講座を活用していただければと思う。また、当該分野に不慣れな場合には、本講座は「最初に受講する講座」として最適である。

このように、本講座は、新入会員のみならず、広く全ての会員に有用な内容であり、現に、ベテランの会員も相当数受講している人気講座でもある。

なお、本講座は各事件類型に関する基本的な事柄を講義するものであるところ、かかる基本的な事柄は年によって変わるものではないため、本講座の内容は原則として毎年変わらないものにするよう努めている。そのため、本講座を受講して基本的な知識を確認した後は、別の応用的な講座を受講するなどして、ステップアップしていくことが望ましいであろう。

### 各種認定講座

上記のとおり、当委員会では様々な研修を実施しているところであるが、それらの研修の中には、各種法律相談担当名簿などの登録認定要件とされている講座（以下「認定講座」という）がある。

現在、当委員会が扱っている認定講座の種類としては、①中小企業法律支援センター・中小センター紹介名簿認定講座、②家庭問題法律相談担当者認定講座、③女性のための法律相談担当者認定講座、④セクシュアル・マイノリティ電話法律相談担当者認定講座、⑤犯罪被害者法律相談担当者認定講座、⑥法テラスDV被害者法律相談担当者認定講座がある。

【図1】

■弁護士研修センター運営委員会  
後期弁護士研修講座

**【連続講座】相続法の最前線⑦  
法制審議会における配偶者への  
配慮に関する施策について**

---

2017年11月6日(日) 18時～20時  
弁護士会館2階講堂クレオ BC

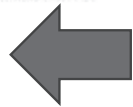
講師 松原 正明 氏  
(早稲田大学大学院法務研究科教授、元横浜家庭裁判所判事)

東弁ネット研修配信：有

◆ 好評をいただいております松原教授による相続法講義です。  
今回は相続法分野に関する改正議論に焦点を当てます。短期居住権、長期居住権及び配偶者への特別受益など「配偶者への配慮に関する施策」について、法制審議会における改正議論の状況を踏まえながら解説していただきます。

指定講座 家庭法律相談担当者認定研修  
定員 250名  
受講料 1,000円(当日支払)  
事前申込 要※(東京弁護士会会員マイページからお申込みください。)

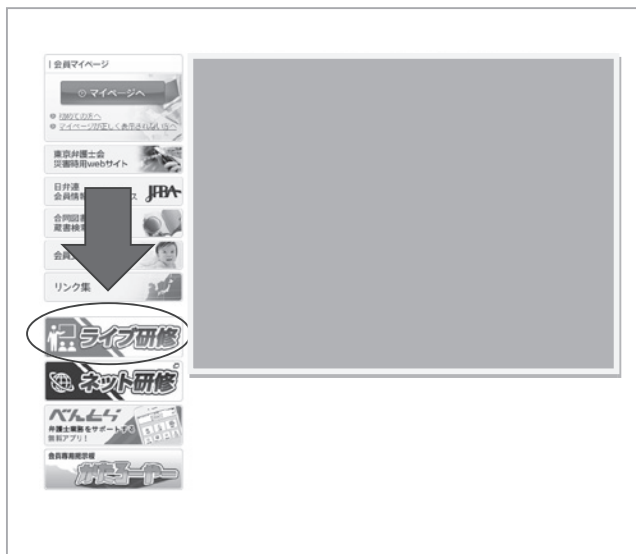
問合せ先 東京弁護士会 業務課 03-3581-3332



ただ、「どの講座が認定講座の対象になっているのか分からない」という読者もおられるかもしれない。そのようなときは、当委員会が半期ごとに配布している「研修情報パンフレット」が役に立つ。【図1】の矢印の箇所をご覧ください。「指定講座」と記載されている個所に、当該講座がいずれの認定講座に指定されているかが記載されている。当該箇所は色を付けて目立つように工夫しているため、一目で分かるだろう。認定講座を優先して受講したいという会員は、まず、当該記載に目を向けてみると良いであろう。

なお、認定講座は人気であることが多いため、事前予約の段階で定員オーバーになることもしばしばある。そのため、受講にあたっては、早めに研修情報パンフレットをチェックし、当会ウェブサイトの会員サイト内の「マイページ」から事前申し込みを済ませておくことをお勧めする。

【図2】



【図3】



## 研修情報一覧表

以上が当委員会が提供しているライブ研修の概説である。ただ、当会が実施している研修には、当委員会以外の委員会や法律研究部が開催しているものも多数ある。この点、当委員会が配布している研修情報パンフレットには、当委員会が開催している研修しか掲載されておらず、それ以外の研修情報は「どうべんいんふお」や当会のメーリングリストにおいて広報されている。しかし、様々な研修情報がバラバラの広報媒体で送られてくるため、会員からすると、研修情報を総合的に把握することが困難となり、自身の研修スケジュールを立てにくいといった弊害もあった。

そのため、広報委員会のご尽力で、本年5月から、当会ウェブサイトの会員サイトに、当委員会が開催している研修も含め、当会が実施する全ての研修（ただし、広報課が把握できているものに限る）を、開催時期の近いもの順に一覧表形式で掲載するというウェブサイトの改修を行った。同サイトの画面左側の「ライブ研修」というバナーがそれである【図2】。小さな改修ではあるが、これによって、各人の研修スケジュールは格段に立てやすくなったのではないだろうか。なお、当会が無料で提供しているスマートフォン用アプリケーションソフト「べんたら」においても、同様に研修情報の一覧が掲載されているので併せてご利用いただきたい。

研修情報一覧表には、「分野」「認定研修」「開催

日/タイトル」「受講料」といった情報が掲載されている【図3】。「認定研修」については、当委員会が実施している上記認定講座（6種類）以外のものも掲載されているので、それらを優先して受講したい会員は、当該記載に目を向けてみるとよいだろう。

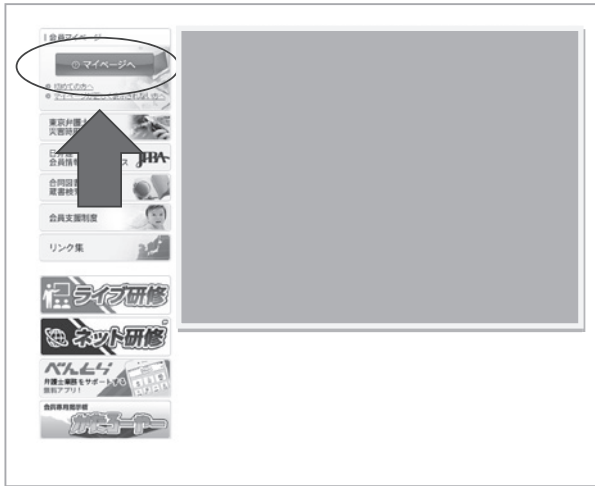
なお、今回新設された「ライブ研修」というバナーの下には「ネット研修」というバナーも新設された。同バナーをクリックすれば、当会が提供しているインターネット研修のページが開かれるようになっているため、併せて利用していただきたい（ただし、ネット研修への申込が必要）。

## マイページからの申し込み方法

さて、当委員会が主催している研修を含め、当会が実施している研修は、原則として、会員サイトである「マイページ」から申し込みが可能である。ただ、マイページに不慣れであるなどの理由から、それを十分に活用できていない会員もおられるようである。そこで、ここでは、「マイページ」からの研修申込の方法を、図示しながら説明させていただく。【図4】から【図9】の矢印の順にクリックをすればよいだけであり、非常に簡単であることがお分かりいただけると思う。所要時間は1分程度である。

マイページには、研修情報以外にも、様々な情報が掲載されている。是非、この機会に活用するようにされたい。

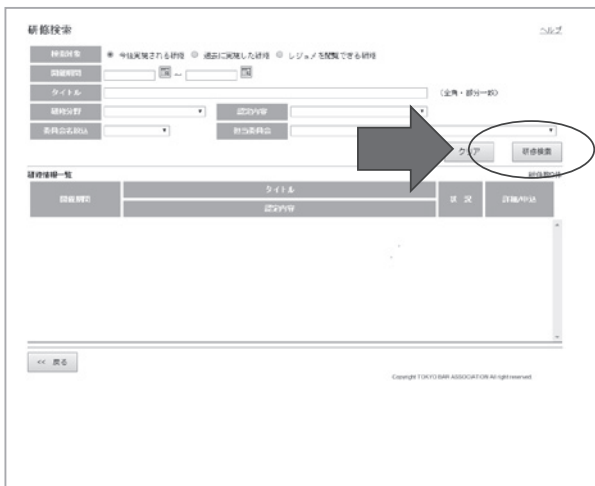
【図4】



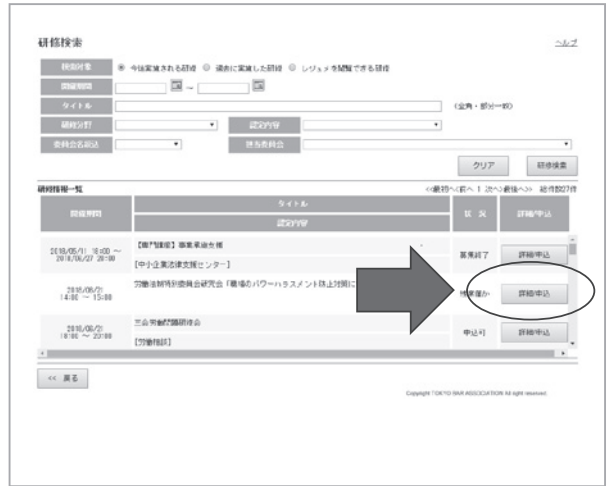
【図5】



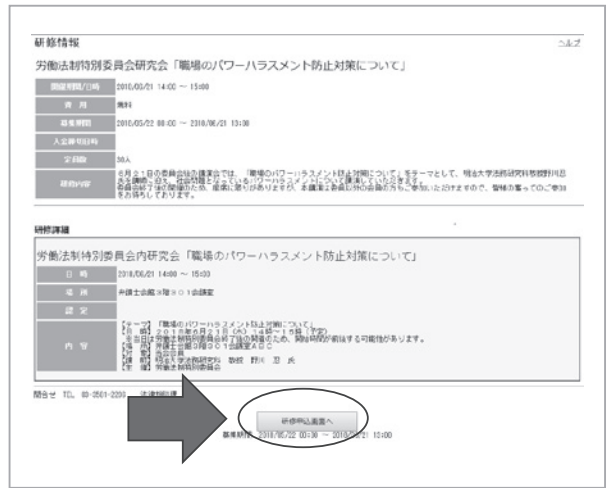
【図6】



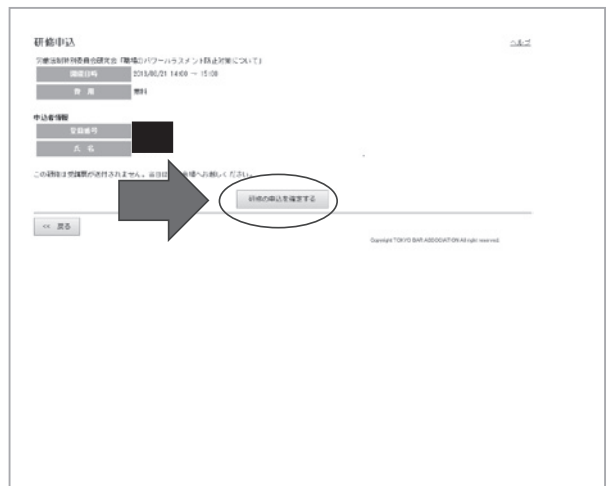
【図7】



【図8】



【図9】



※開催期間やタイトルなどを入力する箇所があるが、それらに何も入力しなくても、矢印の「研修検索」をクリックすれば、全ての研修が開催時期の近い順に掲載される。

※これで研修申し込みは完了である。

## 4

## ネット研修

弁護士研修センター嘱託  
 弁護士研修センター運営委員会委員 上芝 直史 (61期)



## 「東弁ネット研修」って何？ ～その概要と特徴～

### ● システムの概要

当会の弁護士研修センター運営委員会は、年間約50講座の研修（ライブ研修）を開催するとともに、このライブ研修の内容をインターネットで受講することができるシステムを運用している。これが「東弁ネット研修」である（日弁連が運営している「eラーニング」とは別のものである）。ライブ研修では、会員数の増加や弁護士業務の多角化・専門化、受講者のレベルやニーズに応じた分野別研修の充実が図られているが、これらすべての研修講座を毎年企画・実施することは、講師確保、予算、会場不足等の観点から現実的ではない。そこで、「東弁ネット研修」を研修ライブラリー（図書館）として機能させ、不足するコンテンツを適宜拡充していく方式が採用されたのである。

「東弁ネット研修」では、弁護士会館内において開催されたライブ研修を動画撮影し、動画ファイルと研修の際に使用したレジュメや資料が外部サーバー（当会ウェブサイトとは別もの）におかれた「東弁ネット研修」サイトにカテゴリー別にアップロードされる。アップロード後、各利用者に対してメールで新着動画の掲載について案内がされ、利用者は、当会会員サイト（<https://www.toben.or.jp/members/index.html>）内に置かれたリンク（<https://kenshu.toben.or.jp/login/login.php>）から、「東弁ネット研修」サイトにログインし、資料をダウンロードするとともに動画を視聴することになる。

研修動画の配信方式については、コンテンツの権利関係を適切に管理することができるようストリーミング方式を採用している。

### ● 「東弁ネット研修」の特徴は？

#### ○ ネット配信を利用して、いつでも、どこでも！

会員の業務環境は旧来からの一般的業務を行う弁護士のほか、常勤や非常勤の公務員として業務を行う者、企業内弁護士として業務を行う者など多様化している。ライブ研修を受講したくてもなかなか難しいという声は少なくない。「東弁ネット研修」は専用サイトに接続することができるインターネット環境さえあれば視聴でき、会員は、24時間いつでも好きな時間に、事務所や会社、あるいは自宅で研修を受けることが可能になる。「研修よりも毎日の業務を優先せざるを得ない」、「弁護士会館は遠すぎてとても通えない」、「夜間の研修だと時間帯が合わない」などの悩みも解消することができる。

#### ○ ライブ研修をライブラリー（図書館）に収納

「東弁ネット研修」では、当委員会が主催または共催して2008年度以降に実施した研修講座のほぼ全ての講座（動画掲載について講師の了解が得られたもの）がライブラリー化されており、いつでも視聴可能である。

#### ○ 配信数は400を超えている

現在配信中の講座は436講座となっており（2018年6月現在）、今後も新たな研修が実施されれば随時ライブラリーへ収納されることになる。

#### ○ 当会会員の特典

「東弁ネット研修」は当会会員のみ提供される特典である。他会会員への有料配信も検討されてきたが未だ実現はしていない。

#### ○ 検索機能や登録機能の利用

キーワード検索機能がついているので、視聴したい



講座を簡単に検索することができる。

また、気に入った研修を東弁ネット研修サイト内のマイページに「お気に入り」として登録することもできる。

#### ○カテゴリー別に分けて収納・配信

「東弁ネット研修」では、各コンテンツを講座名や実施時期とともに、カテゴリー（分野）別に整理して収納しているため、利用者は、興味のある分野毎に講座を探して視聴することができる。このカテゴリー化と検索機能が相俟って、必要な研修の検索効率を高めることにつながっており、より利用しやすいものとなっている。

特定の分野に関する講座をまとめて視聴すれば、短期間で当該分野に関する専門的知識を身につけることができる。早期独立した若手弁護士が未知の分野の事件を受任することになった場合でも、当該分野に関する専門的知識を短時間で習得するといったことが可能である。

現在のカテゴリーは、「中小企業」、「弁護士業務」、「簿記・会計・IT」、「知的財産法」、「外国法・外国取引」、「行政・自治体」、「犯罪被害」、「法務制度・証拠」、「法体系・法律」、「保全・執行・債権回収」、「不動産法」、「インターネット」、「医療観察法」、「医療」、「女性・離婚・DV」、「会社法・企業」、「建築紛争」、「刑事弁護」、「契約」、「経済法（競争法）」、「近隣問題」、「金融・証券」、「公益通報」、「公害・環境」、「個人情報保護」、「交通事故」、「民事介入暴力」、「労働法」、「裁判実務」、「消費者」、「少年・子ども」、「相続・遺言・高齢者」、「倒産法」、「税務」の34分野に整理されている（本年度秋頃、より分かりやすく利用しやすくするためにカテゴリーの再整理が行われる予定である）。

#### ○利便性の向上のためマルチデバイスの導入

PCを使用して視聴することはもちろん、スマートフォン、タブレット等の携帯端末にも最適化されているのでPCがなくとも視聴することができる。

#### ○ログアウトした後のレジュームや早送りにも対応

視聴している途中で中断してログアウトすることになった場合でも、視聴を再開する際には中断した箇所から始めることができる。

また、2倍速までの早送りにも対応しているため、短時間で全体を視聴することができる。

#### ○年間固定料金で視聴制限なし

年間固定料金（15,000円。ただし、本年度は69期の対象会員は7,500円、70期の対象会員は5,000円）であり、視聴制限はないので全講座を何度も繰り返し視聴することができる。

料金については、現在、委員会において減額もしくは無料化が検討されているが、現時点でも、新規登録会員のうち希望者は、一斉登録年度の3月末まではお試し期間として無料で視聴することができる。

### 若手弁護士に おすすめの講座はどれ？

「東弁ネット研修」において収納・配信されている研修講座のうち、若手弁護士にとって有益と思われるものを挙げてみるので、ぜひ参考にさせていただきたい。

#### ○クラス別研修連動講座を受講しよう！

新規登録弁護士についてはクラス別研修の受講が義務付けられているが、ライブ研修では新規登録弁



護士のために「クラス別研修連動講座」が開催されている。この「クラス別研修連動講座」は、クラス別研修の進行スケジュールに合わせて、各分野ごとに、クラス別研修よりも発展的な内容を解説するものである。具体的には、労働事件について「地位確認請求

訴訟の基礎と実務上の問題点・対処法」、離婚事件について「離婚事件の基礎と実務上の問題点・対処法」、交通事故事件について「交通事故事件の基礎と実務上の問題・対処法」、相続事件について「相続事件の基礎と実務上の問題・対処法」、借地借家

## コラム 2

### ネット研修を通じて「専門分野」を身に付ける！

弁護士研修センター運営委員会委員 藤木 友太 (67期)

弁護士増員時代に入り、他者との差別化の必要性が叫ばれて久しい今日。

若手弁護士は、多種多様な案件を経験し、ひととりの弁護士業務に慣れることを第一の目標としつつ、中長期的な目標としては、弁護士業界で勝ち抜くための自分だけの武器、すなわち「専門分野」を身に付けるべく、日々研鑽を重ねていることと思います。

しかし、専門分野の獲得に向けて一歩踏み出したいという思いで、とりあえず専門書を買ってはみたものの、日々の業務に忙殺されて読む時間がなく、本棚の奥に眠らせてしまう…。そんな苦い経験をされている方も多いのではないのでしょうか。

そのような方にお勧めなのが、ネット研修を利用した同一ジャンルの講座の短期集中視聴です。

当会の会員サイトでは、過去にライブ研修で実施された講座の多くを、席上配布資料とともに配信しています。各種分野ごとに講座を検索できるようになっていますので、集中的に学習したい分野があれば、そこに属する講座を、短期間でまとめて一気見することができます。

アップToDateの知識を習得するにはライブ研修が役立ちますが、短期集中型の専門講座であってもライブですべて受講するには半年間を要します。これに対し、ネット研修を利用すれば、より短期間で集中的に、特定分野についての専門知識を修めることができるのです。

ところで、ネット研修には、いつでもどこでも視聴できるというメリットがありますが、いざ視聴しようと思っても、急な打合せの予定が入ったり、書面の提出期限に追われたりして、どうしても後回しになってしまいがちです。

これを避けるために有効なのが、ライブ研修と同じように、あらかじめ2時間程度の受講予定をスケジュールリングしておいて、その時間になったら必ずネットを開いて動画を視聴するというスタイルを構築することです。このようなスタイルを続けていけば、ネット研修の受講を習慣化することができ、専門分野開拓までの道のりが一段と近くなります。

誰にも負けない武器を獲得するための第一歩として、ぜひネット研修を活用していただければと思います。

事件について「建物明渡事件の基礎と実務上の問題・対処法」の各講座が用意されている。クラス別研修で学んだ基礎的な知識を前提に、より実践的な内容を伝授することが予定されている。

ライブ研修を受講することができなかった新規登録会員や、労働事件・離婚事件・交通事故事件・相続事件・借地借家事件について不慣れな会員は、まずは、「東弁ネット研修」を利用して「クラス別研修連動講座」を受講していただきたい。なお、「クラス別研修連動講座」は、毎年同一タイトルで実施されているが、最新の法改正や裁判例を盛り込むなど常にアップデートした内容となっているので、「東弁ネット研修」を利用して視聴する場合には、実施時期を確認して最新のものを選択していただくのがよいだろう。

#### ○クラス別研修連動講座の視聴を終えたら？

クラス別研修連動講座を視聴した後は、各法分野ごとに、基礎的な講座が用意されているので、これらの中から興味のあるものを選んで順に視聴していただきたい。比較的近時に開催された講座のうち、初級編と言えそうなものを分野別に挙げると次のとおりである（各タイトルの末尾の記載は実施時期を指している）。

- 弁護士業務
  - 「海事法務とは何か～全く知らない先生方に向けたガイダンス～」(2017前)
  - 「航空法務とは何か～海事法務との比較の観点から～」(2017後)
- 知的財産法
  - 「知的財産」(2015後)
- 犯罪被害
  - 「被害者の心理と犯罪被害者に対するカウンセリング技法について」(2016前)

- 女性・離婚・DV
  - 「セクシュアル・マイノリティ法律相談（基礎編）」(2017前)
  - 「離婚訴訟における財産分与と養育費の実務～東京家庭裁判所の運用から～」(2018前)
- 会社法
  - 「中小企業の契約書作成・チェックの基礎」(2015春)
- 金融・証券
  - 「FinTechとは～弁護士として知っておくべきこと～」(2016後)
- 交通事故
  - 「交通事故事案の医学講座～肩関節, 膝関節編～」(2017前)
  - 「交通事故事案の医学講座～頸椎・頸髄編～」(2017後)
  - 「交通事故事案の医学講座～頭部編～」(2018前)
- 少年・子ども
  - 「面会交流の調停・審判事件の審理の実情～子の福祉に適うものを目指して」(2016後)
  - 「近時の家裁調査の運用を踏まえた家裁調査官と弁護士の協同～家事事件・少年事件における子どもの最善の利益を中心として～」(2017前)

#### 一般会員に おすすめの講座はどれ？

「東弁ネット研修」において収納・配信されている研修講座のうち、ライブ研修における受講生のアンケート結果において高い評価を得た講座について、近時開催されたものを中心にいくつか挙げてみる。ぜひ参考にいただきたい。

## ● 民法改正シリーズ

民法（債権法）が改正されたことから、その施行に備えることを目的として、当会の法制委員会の委員が改正の経緯や新法の内容を詳しく解説している。どの解説も工夫を凝らした分かりやすいものであり、新法の内容を把握するためには極めて有益である。

- ・「民法（債権法）改正に備える～総論 改正の要点、準備すべき事項は何か」（2015春）
- ・「民法（債権法）改正に備える」（2015後）
- ・「民法（債権法）改正に備える～保証，法定利率など」（2016前）
- ・「民法（債権法）改正に備える～消滅時効，債券譲渡等」（2016後）
- ・「民法（債権法）改正に備える～保証・定型約款～」（2018前）
- ・「債権法改正① 消滅時効，弁済・相殺」（2017後）
- ・「債権法改正② 意思表示，保証」（2017後）
- ・「債権法改正③ 定型約款，賃貸借」（2017後）
- ・「債権法改正④ 法定利率，債権者代位権・詐害行為取消権，消費貸借」（2017後）
- ・「債権法改正⑤ 債権譲渡・債務引受，請負」（2017後）
- ・「債権法改正⑥ 債務不履行・解除，売買」（2017後）

## ● 相続法の最前線シリーズ

早稲田大学大学院法務研究科の松原正明教授による相続法を巡る連続講座である。毎回新しいテーマについて基礎理論と実務とを架橋する解説が展開され、「最前線」と銘打つシリーズにふさわしい内容となっている。会場が毎回満席になるほどの盛況ぶりであり、同教授による連続講義の継続を望む受講生

の声は多い。近時、相続法が改正されたことに伴って、改正法の内容についても詳しい説明が加えられている。

- ・「相続法最前線①～遺産分割の対象となる財産の範囲について 果実，代償財産及び可分債権」（2014秋）
- ・「相続法の最前線②～特別受益制度の意義と現代的課題～」（2015春）
- ・「相続法の最前線③～死をめぐる諸問題（臓器移植，遺体・遺骨の所有権，祭祀の承継）」（2015後）
- ・「相続法の最前線④～可分債権は遺産分割の対象か 法制審議会における相続法改正論議を踏まえて」（2016前）
- ・「相続法の最前線⑤～寄与分制度の問題点について 法制審議会における相続法改正論議を踏まえて」（2016後）
- ・「相続法の最前線⑥～可分債権の遺産分割対象財産性」（2017前）
- ・「相続法の最前線⑦～法制審議会における配偶者への配慮に関する施策について」（2017後）
- ・「相続法の最前線⑧～遺産分割事件の実務的ノウハウ」（2018前）

## ● ゼネラリスト養成講座

当会の中小企業法律支援センターとの共催企画である。我が国の経済を支える中小企業に寄り添い、支援することを目的として、中小企業を巡るあらゆる法律問題について対応することのできる「ゼネラリスト」を養成することを目指して立案された企画である。毎回受講希望者が多数にのぼっており、アンケートでの評価も高い。2018年前期には「事業承継支援」のテーマで専門講座（全6回）が開催された。

- ・「事業再生支援の基礎」(2015春)
- ・「法的債権回収の基礎」(2015春)
- ・「中小企業の契約書作成・チェックの基礎」(2015春)
- ・「下請法・独禁法の基礎」(2015後)
- ・「中小企業のための会社法・株式実務」(2016前)
- ・「不正競争防止法・営業秘密の管理」(2016後)
- ・「ITに関する特殊契約」(2016後)
- ・「事業者のための建築トラブル予防・対処法」(2017前)
- ・「団体交渉，不当労働行為救済手続きにおける使用者側弁護士の対応」(2017前)
- ・「商標登録の知識と実践」(2017前)
- ・「クレーム等への対応の基本」(2017後)
- ・「【専門講座】事業承継支援第1回「事業承継の全体像，経営の承継（経営計画作成等）」(2018前)
- ・「【専門講座】事業承継支援第2回「資産の承継（会社法編）」(2018前)

## ● 家事関係

家庭裁判所における運用を踏まえた各種研修や養育費・婚姻費用に関する新しい算定表に関する研修，DV案件の対応方法等に関する研修が人気を博している。また，ハラスメントやセクシュアル・マイノリティに関する研修の受講生からは「新しい視点を獲得することができ有意義だった」と評価する意見が多数である。

- ・「女性労働事件の実務～賃金・昇格・昇進是正を中心として」(2013秋)
- ・「女性労働事件の実務～非正規労働，ハラスメント事案を中心に」(2014秋)
- ・「DV相談の初期対応について～支援者と弁護士が

語る，DV対応の注意点」(2015後)

- ・「女性と労働～セクハラ・マタハラを中心とした労働事件実務」(2016前)
- ・「養育費・婚姻費用の算定表がこう変わる！」(2017前)
- ・「女性労働分野へのあるべき対応～被害者支援としてのセクハラ事件への処理と，マタハラ相談に対応するための最新動向」(2017前)
- ・「セクシュアル・マイノリティ法律相談（基礎編）」(2017前)
- ・「離婚訴訟における財産分与と養育費の実務～東京家庭裁判所の運用から～」(2018前)

## ● インターネット・個人情報

情報通信技術の発展に伴う法的問題，SNSに関する規制などインターネット時代の情報保護や情報管理の問題については，やはり受講生の関心が高い。この分野の問題に関する対処や対策について具体的なイメージを持つことができたと評価する意見が多い。

- ・「ネット時代の個人情報保護と法律問題」(2015春)
- ・「最近のICT（情報通信技術）利用サービスに関する法的問題点」(2015後)
- ・「ネット炎上・ネット上の情報削除の法的手続（前編）」(2016前)
- ・「ネット炎上・ネット上の情報削除の法的手続（後編）」(2016前)
- ・「企業の情報管理・SNSに関する規制等（前編）」(2016前)
- ・「企業における情報管理・SNSに関する規制等（後編）」(2016前)
- ・「電子商取引に関する諸問題」(2016前)

## ● 外国語関係

テンプル大学との共催企画がある。受講生が極めて多数にのぼるというわけではないが、コアな層には根強い人気がある。豊富な例を提示して英文ライティングスキルの具体的な解説が行われるなど、わかりやすさが好評を得ている。近時は研修の使用言語を英語（初級程度のレベルを想定したもの）としており、「耳慣らし」の機会として受講する会員も少なくない。

- 「英文契約書シリーズ1～効果的な国際契約書の書き方編」（2016前）
- 「英文契約書シリーズ2～東西における契約書の違い—文書の作成の戦略とテクニック」（2016後）
- 「英米法の基礎～弁護士業務における英米法の基礎知識並びに法務調査及び分析技法」（2017前）
- 「弁護士業務における英文リーガルライティングの基礎と応用」（2017前）
- 「依頼者に対して提示する文書の作成において求められるライティングコミュニケーションスキルの基礎と応用」（2017前）

## ● 新しい業務分野

食品安全関係法研究部との共催企画がある。食品業界に対する弁護士のかかわり方について、あたらしい問題意識と豊富な具体例に基づいて解説されている。新規業務の開拓にあたって有益な示唆を得たという受講生の意見が多い。

- 「食品企業コンプライアンスの実務・最前線（前半）」（2016後）
- 「食品企業コンプライアンスの実務・最前線（後半）」（2017前）

## 「東弁ネット研修」の 申込方法は？

### ● 新規申込のためには

当会ウェブサイトの会員専用ページへアクセスしていただく必要がある。

### ● 新規申込の手順

- ①東京弁護士会・会員専用ページ（<https://www.toben.or.jp/members/index.html>）へアクセス
- ②会員専用ページのトップページ左端の「ネット研修」のリンクバナーをクリックし、「東弁ネット研修」サイトを（<https://kenshu.toben.or.jp/login/login.php>）を開く。
- ③「東弁ネット研修」サイトが表示されたら、画面下部にある「会員登録をする」ボタンをクリックし、新規申込画面を開く。
- ④新規申込画面にて必要事項を記入し、登録する（申込時にログインパスワードを任意に設定する）。
- ⑤申込受付後、「利用料入金のご案内」が事務局から送られてくるので、料金を確認のうえ、利用料金の支払手続を済ませる。
- ⑥事務局において利用料金の着金を確認した後、利用可能となった旨の知らせがメールで届く。
- ⑦利用開始

### ● 問い合わせ先

東京弁護士会業務課（TEL：03-3581-3332）



## 5

## 研修に対する疑問に答える

弁護士研修センター運営委員会副委員長・事務局長 木原 大輔 (57期)



**Q1** 研修センターが実施する研修で会員に受講が義務付けられているものがありますか。

**A1** 倫理研修や新入会員に対する一部の研修以外に、当会では、会員に受講を義務付けている研修はありません。

ただし、一部の研修は、法律相談センターや当会が実施する相談等の業務にあたる際の担当者になるための資格要件となっているものがあります。例えば、家庭問題法律相談担当者、女性のための法律相談担当者、セクシュアル・マイノリティ法律相談、犯罪被害者法律相談等の各種相談等です。

**Q2** 今後研修を義務化していくことはあり得ることでしょうか。

**A2** 諸外国や他会では、継続研修を義務化しているところがあります。この問題は、その是非について様々な議論のあるところで、直ちに結論が帰一するものではありません。義務化により市民、依頼者を含めて生じるメリット、一方会員に生じる種々の負担をどのように調整するか、また、義務化した場合に受講対象とすべき講座の種類、内容、コンテンツの提供を誰が担うか、必要な会場を確保することができるか等についても、解決すべき問題が山積しています。

義務化を含めた継続研修のあり方について、論点を整理し議論を深めていく必要があります。

**Q3** 相談担当者等の資格要件となっている研修の受講はネット研修では受けられないのでしょうか。

**A3** 現在、相談担当者の資格要件となっている研修の受講については、弁護士会館で実施する講座に直接出席をし、受講をすることで受講認定とする扱いとしており、ネット研修による受講だけでは、資格要件としての受講とはみなされていません。

ネット研修では、受講の確認が十分に行えないことがその理由ですが、多様な会員の生活スタイル等にも配慮しながら、受講認定をネット研修での受講でも可能とするか、その場合の受講確認の方法等について、検討していくべき課題と考えています。

**Q4** 研修センターが主催する研修講座の多くが有料ですがなぜですか。

**A4** 会員サービスの観点からは、受講料は無料とすることも考えられるところです。一方で、会員個人が求める研修分野、内容、そのレベル等は様々であり、広くすべての会員ニーズに応えるにはなお課題もあるところです。このため、当会では、研修についてはその費用の一部（一般講座について1000円、専門講座（一定の専門分野についての連続講義）について一講義あたり2000円）について、受益者負担の考えから、講座を受講される会員に負担をお願いしておりますので、ご理解ください。

**Q5** 日弁連のeラーニングは、2006年7月以降無料化されていますが、当会のネット研修は、高すぎるのではないかと。今後費用の見直しをする予定がありますか。

**A5** 受益者負担の考え方をベースにしつつも、

現在の年間1万5000円の価格設定が妥当なものなのか、安定的なシステムの運営を図りながら利用者である会員ニーズを踏まえた適正な価格設定を目指し、利用料金の値下げも視野に料金体系を見直すことができないか検討を開始しています。

**Q6** 研修講座の効果的な活用方法としてどのようなことが考えられますか。

**A6** 新しい分野の知識、ノウハウを得る。実務では体系的に法分野を勉強する機会がないので、体系的に学んでみる。研修に寄せる目的は会員それぞれであろうかと思いますが、いずれにしても、長い弁

護士人生において日々の研鑽は、依頼者に提供する業務の質を確保するために必須のものだろうと思います。

一見基礎的と思える研修であっても、自身がお持ちの知識やスキルで、多様化、複雑化する依頼者のニーズに十分に答えることができるのか。新しい知識やスキルを得るだけでなく、ご自身が普段の業務で用いている知識、スキルのレベルが一定の水準を保っているかを客観的に見つけ直す機会としても研修は有用でしょう。基礎的な研修を受けた時、特におどろくべき収穫がなかったとすれば、それは1000円が無駄になったのではなく、ご自身のレベルが一定の水準にあることを確認できたということでもありましょう。研修は、ご自身の到達点を確認することにも有用です。

### コラム 3

## ネット研修をもっと身近に！

弁護士研修センター嘱託・弁護士研修センター運営委員会委員 前田 哲兵 (63期)

ネット研修の上手な使い方を2つご紹介します。

1つ目は、移動時間に利用するというもの。ネット研修はスマートフォンでも利用可能ですので、電波が通じる場所であれば、イヤホンを付けて電車内で聞くこともできます。移動時間は細切れになりがちで、その時間を業務につなげるのはなかなか難しいものです。ネット研修を利用して、知識を充実させる時間に充ててみてはいかがでしょうか。細切れの時間も積み積み重ねれば大きな差になってあらわれるはずですよ。

2つ目は、ネット研修をペーパーレスで利用する方法です。「レジュメを印刷するのが面倒」「紙のレジュメを管理するのが大変」そのような悩みを持ったことはないでしょうか。そのような会員にお勧めなのが、ネット研

修をペーパーレスで受講する方法です。やり方は簡単。

①タブレット端末とスタイラスペン（タッチペン）を用意する、②ネット研修画面を開き、タブレット端末にレジュメをPDFで保存して、スタイラスペンで書き込める状態にする（各種アプリがございませぬ）、③別のパソコンやスマートフォンなどで研修を再生し、タブレット端末上のPDFにスタイラスペンで書き込みを行い、そのままPDFで保管する。文字にすると若干ややこしいですが、慣れてしまえば本当に楽にレジュメを管理できます。自宅でネット研修を受講する際などにお勧めの方法です。

ネット研修は当会会員の共有資産ともいえるものです。是非、積極的に活用してみてください！

## 知ることから始めて

副会長の仕事は、就任の挨拶回りから始まる。初日の午後のメインは、最高裁判所の裁判官への挨拶だ。

私は、弁護士会の用意したタクシーで、最高裁判所へと向かい、14人の裁判官室をそれぞれ訪問した。

2日後、今度は関東弁護士会連合会の常務理事としての挨拶回りがあった。

そう、東京弁護士会の副会長のうちの1人は、関東弁護士会連合会の常務理事を兼任することになっている。本年度は、私がそれだ。

私は、関東弁護士会連合会が用意したハイヤーで、再び最高裁判所へと向かった。

あれ、今日は正面玄関からだ。おとといは、いってみれば裏口からだった。

どうしてだろう。今日は黒塗りのハイヤーだからだろうか。そんなはずはない。

そうか、おそらく黒崎さんだ。初日は黒崎さんが一緒だったんだ。黒崎さんは本年度の監事だ。学生の時の事故が原因で、車椅子を使っている。

最高裁判所の正面玄関からは、車椅子では入れないんだ。

副会長の毎日は、それなりに忙しい。

大量にある決裁の書類に目をおし、担当の委員会に出席していると、あっという間に1日の大半が終わっている。理事会や常議員会の準備もある。

4月も終わるころ、新任の理事者を対象とした、弁護士会館の見学会があった。

その時、1階受付の脇に「この施設は障害者等の方々にも利用しやすいように配慮されています。千代田区」という小さな看板を見つけた。

そこで、案内してくれた防災センターの職員に、以

副会長 海野 浩之 (45期)

主な担当業務  
民事介入暴力対策、骨髄、弁護士倫理、法制、非弁取締、非弁提携、医療、税務、紛議調停、市民窓口、運動会、法律相談センター、リーガルアクセスセンター、消費者、外国人、合同図書館等



前から気になっていた、多目的トイレの数を聞いてみた。各弁護士会の受付があるフロアにあるはずだということだった。

5月は、高松で日弁連の総会があり、当会の総会もあった。

私は、その合間を縫って、各フロアに行って調べてみた。

多目的トイレは、17、14、13、8、7、5、3、2、1、B1の各フロアに1室づつあった。

そこまでしてみて気がついた。そうか、わざわざ歩き回って調べる必要なんかなかったんだ。これだけの建物だもの、どこかに表示があるはずだ。

表示はあった、1階の正面受付と、反対側の裁判所側に1つづつ。でも、内容が正しくない。多目的トイレがあると表示された階は、14、13、8、7、5、3、2、1だ。

私は、選挙公報に「市民と弁護士会のつながりが大切だ」と書いた。しばしば「ダイバーシティ」という言葉も口にする。

でも、弁護士会館の非常用食料が役職員の数を525人として備蓄されていることは知っていても、車椅子を使っている役職員がどれくらいいるかまでは知らない。まして、来館者となればなおさらだ。

だから、多目的トイレの数が足りているのかもわからない。つまり、そういうことだ。

この原稿を書いているのは、6月の半ばだ。

私は、相変わらず、決裁の書類に目をおし、担当の委員会に出席し、理事会の準備をしている。

そして考えている。知ることから始めて、どこまで届くだろう。



# 今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

## 第81回 憲法9条裁判に学ぶ — 新井章弁護士の闘い

憲法問題対策センター委員 朝倉 正幸 (18期)

昭和30年代は、憲法9条にかかわる裁判が相次ぎました。砂川事件、百里基地事件、恵庭事件、長沼ミサイル基地事件など、国が、農民から土地をとりあげようとしたり、住民に、生命や財産への不安を与えたりした事件です。

これらの事件と日米安保条約とのかかわりはどうか。憲法問題研究部会は、これらの裁判に参加し、著書(岩波書店『体験的憲法裁判史』—必読書)もある新井章弁護士に、当時の実状を踏まえたご意見をお聞きしようと、平成30年5月7日、憲法問題対策センターの開催時に合わせて、講演していただきました(参加者約40名)。

ご高齢(87歳)にも拘わらず、お元気で、熱意を込めた内容豊かなお話で、新井弁護士への質問も多く出て大変盛り上がりました。新井弁護士は、弁護士になられた昭和31年から、米軍基地反対運動や、日米安保条約反対運動に参加され、今日まで60年に亘って一貫して活動して来られました。

\* \* \*

憲法9条裁判は、戦後70年のわが国を取り巻く内外の政治状況、軍事情勢、わけても日米関係のありように応じて惹き起こされ、取り組まれ続けた営みです。

日米関係は、敗戦後は占領者と被占領者であり、対日講和(平和条約と旧安保条約、行政協定)以後は、同盟関係に移行しましたが、そのいずれを通じても、米国の日本に対する優越的な支配意識と振舞いは一貫しています。日本に対する単独駐留体制の押しつけ(平和条約→旧安保条約)、軍事共同体制の押しつけ(MSA協定、安保条約、日米ガイドライン)、不平等な米軍駐留協定(地位協定)、沖縄での横暴な基地政策など。

他方、このような米国の対日軍事政策に対して、わが国の政権は、自主的な「平和立国構想」や「平和憲法の下での安全保障政策」を具体的に提示して積極的に対応、交渉するという姿勢を示せず、唯々諾々と米国の要求を受け入れてきました。その典型が、わが国の再軍備政策であって、一方に、平和憲法と憲法9条を置きながら、他方で、米国の強圧によって、

それと相容れない再軍備(自衛隊の創設、増強)政策を受け入れたために、両者のつじつま合わせとして、自衛隊は憲法9条の禁ずる「戦力」(軍隊)ではないと言ひ募らざるを得ない立場となり、自衛隊は「戦力」に至らぬ「自衛力」(自衛のための必要最少限度の実力)であるから合憲だ、という実態から乖離した詭弁(循環論)で切り抜けようとしてきたのが実情です。だから、国際社会では、日本は米国の立場・主張に追随する随伴者としてしか評価されていないことは遺憾の極みです。

わが国の司法の実状も、多くの場合、上級裁判所が憲法感覚と見識に優れ勇気ある下級審判決を覆し、「政治問題、統治行為」論を援用して、あるいは憲法規範は私法行為には及ばず、などとする法律解釈論の操作で、実質上違憲の疑いの濃い軍事防衛政策をまかり通させてきました。この不甲斐ない司法の閉塞状況をいかにして打開していくかが、われわれ司法関係者にとって最大の課題です。

そのときに、われわれの最大の武器となり、味方となると思われるのが、憲法81条の違憲立法審査権の存在です。皆さんとともにその活用に努めていきたいと念じます。

その際に重要なのは、事実関係の立証をきちんと行うことです。特に「戦力の実態を知らない」とまともな判決を書けない」と裁判所に思わせること。そのため、証人尋問や現場検証を利用すること。

外国の軍隊なら憲法9条に適合するのか、との議論がありますが、この点を含めて「実力に頼らない平和」を求めるよう、憲法9条は言っているのです。

\* \* \*

辺野古基地の建設が強引に進められていることや、自衛隊と米軍が一体化しつつあることなど、日米安保条約運用の実態は、いま目にあまるものとなっています。また、北朝鮮と米国とが話し合いによる解決に踏み切った時代の流れからいっても、日米安保条約の運用、さらには米軍基地が本当に必要なのか、考える時期にきているのではないかと、新井弁護士のお話を聞いて、痛切に思いました。



平成30年6月7日開催 東京地方裁判所委員会

## 「裁判員裁判の現状と課題について」

東京地方裁判所委員会委員・会員 柴垣 明彦 (44期)

去る6月7日に開催された第44回東京地方裁判所委員会のご報告です。今回のテーマは「裁判員裁判の現状と課題について」です。

### ◆ 裁判所からの説明

今回は、実際の裁判員裁判を傍聴してもらおうという委員会の意向により、5月の終わりに現住建造物等放火未遂事件の冒頭手続きから判決言渡しまでの3期日を傍聴しました。多くの委員が参加し、初めて裁判員裁判を見るという委員も多かったのではないかと思います。私もその一人です。第1回は午後を使って、起訴状の朗読から被告人質問まで、一日おいて論告・弁論が行われ、翌日の午後判決言渡しでした。

この裁判傍聴を踏まえて、委員会ではまず伊藤裁判官(刑事部所長代行)から制度の成り立ちから現在の状況までの説明がありました。

平成21年5月に制度がスタートして以降、現在新聞報道などでもある通り裁判員候補者の辞退率が大きな問題となっています。報告においても、平均で約62%が候補者に選任されながら辞退しているということです。他方、実際に裁判員を経験した人の中では、「非常によい経験だった」ないしは「よい経験だった」という感想を持つ人が96.3%に上るということです。やはりこのギャップをいかに埋めるかということが大きな課題の一つであるということです。

### ◆ 意見交換

市民委員の方からの感想で一番多かったのは、検察官も弁護人もそれぞれの説明がわかりやすいものでよかった、司法は遠いものと思っていたが、今回の傍聴で非常にわかりやすく身近なものと感じた、さらには全般的にスムーズに進行していてプレゼンテーションをしているようだった、というものでした。さらに、裁判官も裁判員に対して非常に気を使っていたように見えたという感想もありました。

その中で出た要望は、法廷におけるスライド画面の

字が傍聴席からは読み取りづらかったというような設備に関するもののほか、裁判員裁判によって裁判の質は向上していると評価できるのか、裁判員の導入目的である国民の司法に対する理解・支持を深めるということが出来つつあるのであれば、対象事件をもっと絞ってもよいのではないかという意見もありました。これは、裁判員裁判を行うにあたって法曹三者それぞれが膨大な手間と時間をかけていることを踏まえると、目的が達成されつつあると評価できるのであれば、対象事件をもっと減らしてもよいという思いがあるようです。

これに対して、裁判所としては、困難な事件などでいかにわかりやすく審理できるかなどまだまだ課題はあると思っているという回答がありました。

また、裁判員も被告人質問の際に、裁判官と一緒に補充質問をしていました。その際、事実を聞くというよりは意見を聞くような質問をされていたように思われたのですが、裁判官からはその質問の仕方についてのサジェスションはどのようになされるのかなどの質問も出ていました。

さらに、これは議論が難しかったところですが、評議の場においては裁判員が自由に発言をできる状況があるのかどうか、具体的な話を聞かせてほしいという要望がありました。さすがに、個別の事件の評議の内容についての説明はできませんので、一般論の説明や動画を使っての広報をしているという回答がありました。

### ◆ 今後の地裁委員会

今回は、平成30年10月15日午後3時30分から、テーマは「労働審判を中心にした労働事件について」です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

\*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207



## 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を 第27回 IBA World Women Lawyers' Conferenceに参加して

男女共同参画推進本部事務局次長 坂野 維子 (57期)

今年4月12日・13日の2日間、ロンドンでIBA（国際法曹協会）主催の国際会議「World Women Lawyers' Conference」（世界女性弁護士大会）が開催された。概ね隔年で開催される同大会は今回で第8回目となり、世界各国から女性を中心に、過去最多の約230名の弁護士の参加があった。セッションは、キャリア形成やダイバーシティのための取組事例など女性弁護士に直接関連するものと、それ以外の様々な法律分野に関し協議するものだが、概ね半々の割合で設けられた。

当会男女共同参画推進本部の活動に関連するものとしては、大会2日目に行われた意見交換パネルが興味深かった。英国、ドイツ及び米国の弁護士会・法曹団体の理事者やIBA幹部を務める合計4名のベテラン女性弁護士が登壇し、「弁護士会・法律事務所等の組織で、男女共同参画を実現するには」という大きなテーマで、ざっくばらんに話し合う、というものである。例えば、「統計上女性弁護士の転職は、出産・育児の負担が集中する30代前半～半ば以外の様々な年代で男性よりも多く見られ、男女での育児分担は重要な課題だが、問題はそれだけではない」「男性は、将来成長する可能性さえあれば引き上げてもらえるが、女性の場合は、いわゆるアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を受けキャリアの途上で孤立しやすい」「女性弁護士が身近なロールモデルやメンターを得にくいことも一因である。先輩女性と交流できる機会を設けることが重要だ」「クォータ制への批判は理解するが、女性に対する偏見・特別視は、先にとにかく女性の数・割合を増やすことで自然と解消する面もある」等々、示唆に富む発言が次々に飛び出した。全体的に、当会や日弁連の男女共同参画推進本部が行っている各種取組と通じる問題意識が多々読み取れ、活動の方

向性は、国を問わず極めて近いように感じた。

併せて、海外の弁護士会による工夫事例が紹介され、例えばドイツの法曹団体German Bar Associationでは、弁護士会主催の各種の研修講師を務める弁護士のうち30%（同団体の女性比率に合わせた数値）を女性とすることを目指すというガイドラインを設けた結果、強制ではないにもかかわらず、自然に多くの研修で当該目標が達成されたとのことである。また英国の弁護士会Law Societyからは、昨年末に国内外の7000人以上の弁護士に対しアンケート調査を行い、そこから判明した弁護士の男女収入格差等の問題について協議する会議を今年夏にかけて複数回開催中、との事例が紹介された。

ところで、このような男女共同参画のための活動という、「なぜ敢えて性別にこだわるのか。プロなら性別は無関係ではないか」という意見も耳にする。この点については、IBA幹部の英国弁護士が大会冒頭の挨拶で述べた「将来的には、あらゆる国の弁護士業界で男女共同参画が実現して、このような大会を開く必要がない、という状況になることを望む。しかし現状では、徐々に改善しているとはいえ、女性弁護士は依然として様々な困難に直面していると言わざるをえず、このような大会で問題意識や情報を共有する意義は大きい」との言葉が心に残った。後の世代の弁護士達に、性別にかかわらず自由に仕事や働き方を選び経済的にも自立できる、より良い環境を残していくことが、今よりもっと困難な時代を切り開いて今日への道筋をつけてくれた先輩弁護士達への恩返しにもなり、また、より強く信頼される法律事務所、ひいては弁護士業界を実現することにつながるのではないかと。そんな思いを共有する仲間が、当会や日弁連のみならず海外にも大勢いることが、心強く感じられた2日間だった。

# 近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

## 第65回 大阪地裁平成30年2月21日判決

(日本郵便(大阪)事件/労働判例ジャーナル74号)

郵便業務に従事する契約社員への労契法20条の適用

労働法制特別委員会委員 吉岡 剛 (59期)



## 1 事案の概要

郵便物の集配、荷物(ゆうパック等)の集荷等の郵便外務に従事していた日本郵便の契約社員8名が、契約社員と正社員との間で、労働契約に期間の定めがあることに関連して、諸手当や特別休暇の支給又は付与の有無・条件等(本件各労働条件)について相違が存在することにつき、これらの相違が労契法20条で禁止される不合理なものであるなどとして、比較対象とされる正社員と同様手当の支給を受ける権利を有する地位の確認や、正社員と相違がある諸手当について、主位的に賃金請求として、予備的に不法行為に基づく損害賠償請求として、正社員の諸手当との差額等の支払等を求めた。なお、被告において、従前、正社員区分は総合職と一般職であったが、平成26年4月1日以降、総合職、地域基幹職、一般職に区分されることになった(以下、旧制度下の一般職を「旧一般職」、新制度下の一般職を「新一般職」などと表記する)。

## 2 判決要旨

### (1) 労契法20条違反の有無に係る判断枠組み

ア 労働者は、相違のある個々の労働条件ごとに、当該労働条件が期間の定めを理由とする不合理なものであることを基礎付ける具体的事実(評価根拠事実)についての主張立証責任を負い、使用者は、当該労働条件が不合理なものであるとの評価を妨げる具体的事実(評価障害事実)についての主張立証責任を負う。

イ 労働条件の相違が不合理であるか否かについては、①職務の内容及び②当該職務の内容及び配置の変更の範囲に関連する諸事情を幅広く総合的に考慮して判断すべき。

ウ 労契法20条違反の有無に係る判断に当たっては、

個別の労働条件ごとに当該相違の不合理性を判断すべき。

### (2) 原告らと比較対照すべき正社員について

単に現在従事している職務のみに基づいて比較対象者を限定することは妥当でなく、労働者が従事し得る部署や職務等の範囲が共通する一定の職員群を比較対照しなければならない。本件においては、旧人事制度においては旧一般職全体、新人事制度においては新一般職とを比較対照すべき。

### (3) 労契法20条が示す考慮要素について

#### ア 職務内容について

本件契約社員と旧一般職全体との間において、業務の内容、業務に伴う責任の程度は大きく相違している。他方、新一般職については、昇任・昇格が予定されないこと、旧一般職と比較して担当する業務が限定的であることなど本件契約社員と共通する。もっとも、新一般職についても、本件契約社員とは異なり勤務シフトが限定されていないこと等に照らすと、本件契約社員との間で業務の内容、業務に伴う責任の程度についても相違が存在する。

#### イ 当該職務の内容及び変更の範囲について

旧一般職及び新一般職と本件契約社員との間には、程度の差はあるものの、当該職務の内容及び配置の変更の範囲について相違が存在する。

#### ウ その他の事情について

正社員登用制度の存在により、正社員と期間雇用社員との地位が必ずしも固定的なものでないことは、労契法20条の不合理性の判断においても考慮すべき事情である。

本件各労働条件については、それぞれ導入された趣旨及び歴史的経緯、導入に当たっての労使交渉等が存在することに加えて、被告は日本郵政公

社が担っていた郵便事業を引き継いだものであり、同事業は極めて長期間に亘り継続しており、その間、労使間において労働条件に関する協議等が行われ、その中で本件各労働条件についても決定等されたという事情も考慮すべき。

#### (4) 本件各労働条件の相違が不合理性であるかについて

原告らが、相違が不合理であるとしていた手当等につき、各手当の支給趣旨等を認定した上で、結論として次のとおり判断した。

外務業務手当	○不合理でない
郵便外務業務精通手当	○不合理でない
年末年始勤務手当	×不合理
早出勤務等手当	○不合理でない
祝日給	○不合理でない
夏期手当・年末手当	○不合理でない
住居手当	×新一般職との間の相違については不合理
扶養手当	×不合理

#### (5) 各労働条件の相違が労契法20条に違反するとした場合の法的効果について

労契法20条は、訓示規定とは解されず、同条に違反する労働条件の定めは無効である。もっとも、関係する就業規則、労働協約、労働契約等の規定の合理的な解釈の結果、有期契約労働者に対して、無期契約労働者の労働条件を定めた就業規則、労働協約、労働契約等の規定を適用し得るような場合はともかく、そうでない場合について、同条から直ちに差額賃金等の請求権が発生する（補充的効力を有する）とまで解することはできない。

#### (6) 原告らに係る損害等の有無及びその額について

本件においては、原告らに対して年末年始勤務手当、住居手当及び扶養手当又はそれらに相当する手

当等が支給されておらず、これらが支給されていないこと自体が不合理であり、不法行為を構成する。そして、上記各手当が正社員と同様の条件で支給された場合における支給額に相当する損害が生じたと認められるのが相当である。

### 3 検討

本稿出稿直前の最高裁第二小法廷平成30年6月1日判決（ハマキョウレックス事件）は、最高裁として初めて労契法20条の解釈、判断枠組みにつき判断を示した。その内容は、本判決（2(1)）とほぼ同趣旨である。最高裁は、本判決（2(5)）と同様、同条の補充的効力を否定する立場を採ったため、有期契約であることに関連する労働条件格差を問題にする場合、正社員と同様の権利を有する地位確認請求や、手当差額の未払賃金請求は難しくなった。労働条件の相違が不合理とされた場合、本判決のように不法行為に基づく損害賠償の問題として処理されることになると思われる。損害額について、本判決のように正社員との差額全額と認定するのか、日本郵便（東京）事件（東京地裁平成29年9月14日判決労働判例1164号）のように民訴法248条を根拠に差額の一部と認定することもできるかという問題が残されている。

地位確認請求等は難しくなったとはいえ、前記2(5)の指摘から、労使とも、正社員の労働条件が契約社員にも適用されないか、関係する就業規則等を確認する必要がある。

本判決も示すところであるが、前記最高裁判決により、労働条件の相違が不合理であるか否かは、個別の労働条件ごとに判断されるので、使用者は、有期契約であることに関連して個々の労働条件に相違がある場合、それが不合理でないことについて説明できるようにしておくことが、良好な労使関係の構築、紛争の未然防止という観点から望ましい。

## トピック

### 要通訳事件の弁護活動

刑事弁護委員会副委員長 浦城 知子 (59期)

#### 1 要通訳事件における注意点

被告人が日本語に通じない場合、通訳を付して公判が行われます（刑事訴訟法175条）。公判において通訳がなされる場面は、大まかに①手続に関する裁判所の説明（判決を含む）、②論告・弁論、書証の朗読など予め内容が決まっているもの、③証人尋問・被告人質問等の供述に分けられますが、いずれの場合においても通訳人が機械のように自動的に訳してくれるわけではありません。例えば、②については予め内容を翻訳するための準備時間が必要ですし、③については紛らわしい質問がなされると意味が異なった通訳をしてしまう場合もあり得ます。正確な通訳をしてもらうことは、被告人の権利保障のため、ひいては誤判を防ぐために不可欠ですので、弁護人の側でできることは工夫、協力する必要があります。

今年3月、日弁連、最高裁からそれぞれ要通訳事件に関する文書が出されましたので、ここで紹介したいと思います。

#### 2 「要通訳事件における公判弁護の手引き」

今年3月20日、日弁連刑事弁護センターが「要通訳事件における公判弁護の手引き」を各単位会に対して発表しました。これは、公判で通訳を要する場合の弁護活動における注意点をまとめたもので、弁護人にとって有益な通訳に関する知識や、弁護人ができる工夫点などが挙げられています。

同手引きでは、以下の項目について弁護人の側でできる工夫についてまとめられています。

##### ① 通訳人の準備への協力

- 公判前に争点、専門用語を説明しておく
- 冒頭陳述、弁論等を予め時間の余裕をもって提供する
- 接見に法廷通訳人を同行する（※ 弁護活動上、支障のない範囲で行うこと）

##### ② 法廷における尋問方法

- 発語のペース、一文一意等
- 用語・構文選択等の工夫
- 難訳用語（通訳しにくい用語）は予め説明する、置き換える等

##### ③ 通訳内容の訂正

- 裁判所へ直ちに申し出る
- 通訳内容の訂正が、通訳人を非難する行為ではないことを、予め説明する

##### ④ 休憩の重要性

##### ⑤ 通訳人の複数選任

##### ⑥ 通訳人の職務遂行上の問題を発見した場合

##### ⑦ 通訳人に関する情報の保護

手引き全文は日弁連の会員専用ページで入手可能ですので、是非ご参照ください（[https://www.nichibenren.jp/opencms/opencms/shoshiki\\_manual/keiji/other/youtsuyaku.html](https://www.nichibenren.jp/opencms/opencms/shoshiki_manual/keiji/other/youtsuyaku.html)）。また、この手引きには「通訳人の皆さんへ（お願い）」と題する文書が付属しています。これは通訳人に対して、基本的な通訳人のルールや法廷通訳時のお願いについてまとめたものですが、これも通訳人の立場や役割について弁護人が理解するのに役立ちますので、参考にいただければと思います。



### 3 最高裁の各高裁・地裁宛て書簡

裁判所においても要通訳事件における取り組みが行われています。今年3月1日、最高裁事務総局刑事局は、高裁と地裁に宛てて、要通訳事件における裁判所及び訴訟関係人が配慮すべき事項等について書簡を出しました。これは公判において適切な通訳がなされるよう、裁判所及び訴訟関係人の側で工夫できることをまとめると共に、通訳人候補者へのヒアリング結果をまとめたものです。この書簡は、具体例も多く挙げられており、尋問を行う弁護人にとっても役立つ内容となっています。

通訳人候補者へのヒアリングで挙げられた、通訳しにくい尋問例の一部は以下のとおりです。

#### ① 時期・時制・主語等が不明確な尋問

- 「秋の初め頃」（四季がない国もあるので具体的な月を言った方がわかりやすい）
- 「被告人は服を着ていた」（過去進行形なのか、過去完了形なのか不明確）
- 反対尋問で主語がない場合
- 単数、複数がわからない場合（被告人一人なのか、共犯者も含むのか不明確）
- 「そもそも窃盗という行為が許されない行為だが、なおかつ包丁という危険なものをもって窃盗行為に及ぶべきではなかったと思いませんか」（時制が不明確）
- 「被告人が帰宅したときに、Aを置きましたか」（主語が不明確）

#### ② 複文や二重否定の尋問

- 「言っていなかったということはなかったのですよね」（二重否定）
- 「以前、あなたは、行ってないとは言わなかったのではありませんか」（二重否定）
- 「…じゃないんじゃないか」（肯定文の方が良い）

#### ③ 抽象的、一般的な尋問

- 「〇〇さんが、陳述書を書いてくれました。あなたのことを…と評価してくれているようです。どう思いますか」（〇〇さんのことを聞いているのか、評価の内容を聞いているのか、書いてくれたことに関して聞いているのか不明確）
- 「今後のことはどうしますか」（母国に帰ることなのか、仕事、家族についてなのか不明確）
- 「その時、彼はどんな様子（感じ）でしたか」（彼の態度なのか、服装なのか不明確）

#### ④ 難しい言葉や法律用語での尋問

- 刑罰の種類や心神耗弱・心神喪失などの用語（日本と範囲が異なる場合がある）
- 「中止未遂」「未必の故意」等

#### ⑤ 日本語独特の言い回し、四字熟語等

気が緩む、目を盗む、脱兎のごとく、単刀直入、どんでん返し、なれなれしい、目に入れても痛くない等

#### ⑥ その他

- 「ちょっと」「ちなみに」「ところで」「逆に」などの単なる口癖
- 「れる・られる」（自発、受動、尊敬かわからない）
- 「科学」と「化学」などの同音異義語
- 「先生」など誰を指すのかわからない

このように、日本語による尋問の場合には問題にならないことでも、通訳を介する場合は非常に訳しにくかったり、誤訳をしやすかったりする場合があるので注意が必要です。通訳しやすい尋問をするためには、このような事前の知識を持っておくことも役立ちますが、特に被告人質問においては被告人と十分な打合せを行い、答えやすい質問を準備しておくことも重要です。

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

52期(1998/平成10年)

## 弁護士人生の原点となった 当会での修習



会員 川畑 大輔 (52期)

私は司法研修所52期。平成10年4月に修習生になったから今年でちょうど20年になる。52期は何でも最後の年だった。司法試験の口述試験は池尻大橋にあった三宿寮。修習は最後の2年修習。前期修習では、修習生の自主企画としていずみ祭という寮祭もあった。

そして弁護修習。私は、当会の配属になった。

当時、当会では、配属に先立ち修習先事務所の希望に関するアンケートがあった。事務所の場所、業務内容、人数、喫煙の有無などある程度自由記載だったと記憶している。

私は、地方出身で一人暮らし、都心の華やかさに強いあこがれがあり「事務所は銀座、丸の内、有楽町」と書いた。加えて「弁護士が6人から8人くらい。タバコは苦手なので原則禁煙。でもお酒は飲めるところ」「業務は民事、刑事を問わず幅広く。何より楽しいところ」。今から思えばずうずうしい限りである。

そして、日比谷見附法律事務所に配属された。そう、私が今所属する事務所である。有楽町にあり当時弁護士8名。そのほかの条件も100%希望どおりだった。

当時は4か月修習。弁護修習だけでもいろいろな思い出がある。指導担当の先生はもちろん、事務所の他の弁護士にも昼夜を問わずあちこち連れて行っていただいた。某ゴルフ場の和議事件では分をわかまえず弁護団会議で意見しひやりとさせてしまった。保全事件で供託に行くことになり担保金を預かったが、手続を猛勉強したつもりが東京法務局の場所が分からず事務局さんから笑われた。指導担当の先生は、私のつたない起案に鉛筆書きで丁寧に添削をしてくださった。

当時の全体修習にも思い出深いものがある。一番は、日大医学部押田茂實教授（現名誉教授）のもとでの法医学実習である。死因の特定の検証実験では一酸化炭素中毒のウサギの背中（死斑）が鮮やかな赤色だった。教授から提供された越乃寒梅をビーカーで測りながら飲み、都度、呼気検査をして酩酊の程度を測定した。厳しい指導のもと医学生と共同でレポートを作成、発表、合格になるまで帰宅できず深夜に及んだことを記憶している。

模擬裁判も真剣そのもの、修習幹事の弁護士の事務所たくさん議論をさせていただいた。修習幹事だった弁護士とは今も当時と何ら変わりなく接していただいている。

そして、20年経ち、修習生のときと同じビルの同じフロアで、今日も執務している。当会での配属が縁でそのまま今の事務所に入り、その後、司法修習委員会や調査室などを経験させていただき、当会でたくさんの諸先輩方、仲間、後輩に恵まれた。20年ここまでやってこられたのも、すべての出発点、原点は、当会のあの修習からだ。

そして今、修習生の個別指導も担当している。が、あのときの体験、想いをうまく修習生に伝えられているのか、指導担当として自分がふさわしいのか、時々不安になる。修習時代の同期と会えば、自分は何も変わっていないように思う。でも、あのときの強烈な体験が弁護士人生の原点であることは間違いない。これから、このようなきっかけをつくってくれた当会に感謝しつつ、後につづく後輩に、少しずつでも恩返しができるように思っている。



会員 小宮山 優樹

## 東京お風呂事情

### 1 はじめに

早いもので、弁護士登録をしてから半年が経過していた。徐々にできる仕事は増えてきたと思う。依頼者の方に感謝されることも増えてきた。

思えば、この業界に身を置いて以降、公私を問わず、「新たな出会い」というものが著しく増加したと感じている。もともと、人と話すことは嫌いではない。知り合いが増えることも悪いこととは思わない。こうした状況自体を心の底から歓迎しているし維持していきたいと考えている。

しかし、今のこの状況に自らが疲弊していると感じることも事実である。うる覚えではあるが、昔の心理学者が、「人生のあらゆる問題は人間関係の悩みである」と言っていた。これが正しいのであれば、人づきあいが増えれば比例して悩みも増えるのである。疲れるのも当然である。

ただ、この状況に手をこまねく私ではない。疲労やストレスと戦うべく、私はお風呂へ行くことにした。

### 2 東京の銭湯

東京に昔ながらの銭湯が数多く残されていることは意外に知られていない。インターネットで調べればすぐにわかるが、東京には個性豊かな銭湯が今なお存在している。

私が一番気に入っているのは、高級クラブが軒を連ねる銀座8丁目に忽然と現れる「金春湯」である。金春湯は、番台があり、富士山の壁絵が描かれ、男湯と女湯の壁越しに先に出る云々の会話ができる、皆が思い描く昔ながらの銭湯である。驚くべきことに金春湯は約150年の歴史があり、浴槽横のタイル絵もかなり古いものである。所在地こそ煌びやかであるが、銭湯の典型ともいべき銭湯である。ただ、金春湯の脱衣所にある返却式コインロッカーの開扉には注意が必要である。ロッカーの100円玉をホールドするポケットが浅いためか普段通りの感覚で扉を開けてしまうと、返却され

た100円玉はほぼ確実に床へ飛び、脱衣所へ軽快な音を響かせることになる。ゆっくり開けるなどの対策が必要である。利用者が金春湯初心者であるか否かはここで判断できる。

次に私がよく行く銭湯は、銀座1丁目にある「銀座湯」である。首都高の桁下にある内装が比較的新しい銭湯である。男湯と女湯が2階と1階に分かれているためか浴室は広々としていて気持ちがいい。壁絵はタイルで銀座三越のある交差点を描いている。このタイル絵は、消失点が複数存在しパースが崩されていることから見る者に不思議な違和感を与える特徴的な絵である。

他に私が好きな銭湯としては、中央区湊1丁目にある「湊湯」がある。湊湯は、壁絵が一切なく、かわりに壁全体が黒を基調とした大き目のタイルでおおわれている。そして銭湯らしからぬ一番の特徴は、ふんだんに間接照明が用いられていることである。黒のタイルと間接照明により、シックで洒落な大人の空間を感じさせてくれる内装である。入浴料とは別料金となるがサウナも利用できる。銭湯らしからぬ銭湯としては際立っている。

### 3 結び

私としては、他にも紹介したい銭湯があるが、紙面の幅の関係上、上記にとどめたいと思う。

私が、銭湯に行くことの第一の目標は、大きな浴室を利用することで気分をリフレッシュさせることである。また、都内各所の銭湯をめぐることも、ちょっとした冒険気分を味わうことができ、楽しいものである。もし、近頃、鬱々とした気分が苛まされている方がいるのであれば、試しに銭湯めぐりをしてほしい。きっと、気持ちを新たにできると思う。

私自身、今後も、銭湯めぐりを続けると思うが、一つだけ銭湯業界に対して不満がある。もしかしたら、合理的な理由があるのかもしれないが、どの銭湯もお風呂のお湯が熱いのである。もう少し温度が下がらないかと密かに願う。

### 『僕は明日もお客さまに会いに行く。』

川田修 著 ダイヤモンド社 1,600円(本体)

### 明日もお客さまに会うことが楽しくなるビジネス書

会員 松井 秀樹 (42期)



弁護士であれば、法律事務所の所長やパートナーであれ、インセンティブやアソシエイトであれ、立場にかかわらず、新たに顧客を獲得し、また、既存の顧客との良好な関係を維持することで、業務を拡充したいという思いを、多かれ少なかれ持っているであろう。

そのためには、目の前にある案件に全力投球すること、専門分野を極めるべく研鑽を積むこと、いろいろな会合に顔を出すことなど、やるべきことはあろうが、私は、これらに加えて、ビジネス書や自己啓発書を読むことを心がけている。

この種の本は、読む限りでは面白くても実際に自分自身の役に立つものは少ないが、中には自分の生き方にまで大きな影響を与えるものもある。本書は、5年前に読んでその中の一冊であるが、当時、大いに感動し、知り合いの経営者や後輩弁護士などに一読を薦めたものである。

著者は、プルデンシャル生命保険に所属するトップセールスであり、本書は、著者の実体験をベースに、小説仕立てで書かれている。大手生命保険会社に所属する売れない若手営業マンを主人公とし、その主人公をメンターとして1か月間指導することになった先輩のトップセールスが、手取り足取り指導し、トップセールスに成長させていくストーリーを描いている。

本書には、興味深い営業テクニックが豊富にちりばめられている。たとえば、お客様を訪問した際には、来客用の駐車場には車を停めず、わざわざ近くの別の駐車場を探して停めるといふくだり。生命保険のセールスマンはお客ではないから（お客は訪問先）、というのが

その理由であると聞くと納得がいくが、そこまで細かい気配りをするものなのかと、私のような全く気配りのできない者には目から鱗である。

もちろん、生命保険のセールスと弁護士とは取り扱う商品・サービスや営業スタイルが異なるので、これらのテクニックの一つ一つが弁護士にとって有用とは限らないが、共通するものも多いことに気づく。たとえば、お客様との会話では、話すこと2割、聞くこと8割を心がけるといふくだり。商品の説明の前に、聞くことによりお客様をよく理解することが、ベストな商品の提案につながるという教訓は、つつい自分の知識・経験をそのまま当てはめて、事件の方針を決定しがちな弁護士のお客様対応にも当てはまる。

ただ、本書が伝えたいのは、そのようなテクニックそのものではなく、それらの行動の底流にある心の持ち方であり、私が本書を薦めるのもその点である。すなわち、生命保険を売るということは、商品を売るのではなく、お客様の問題を解決すること、お客様の物語を感じることに、そして、その前提として、お客様を愛すること。このようなフレーズは、生命保険に限らず、他の業界の営業担当者ももとより、経営者や政治家、宗教家なども口にすることで、しばしば、偽善的で胡散臭い匂いがするものであるが、本書にはそのような嫌味はない。

読み終えた後、また、明日から頑張ろうという意欲が湧いてくるのは、そのような心の持ち方が、どのような行動として現れ、それがどのように成果につながるか、事例をもとにわかりやすく書かれているからであろう。





# Virtual Insanity

— 仮想への熱狂 —

会員 杉本 隼与 (61期)

哲学者のミシェル・フーコーは、狂気とは、理性がそのアイデンティティーを保つため、「理性に対立し、排除されるべきもの」として生み出された概念であると説く。彼の述べるのが真実だとすれば、狂気とは事実の問題ではなく、単に認識の問題であるにすぎないものとなる。理性を常識と言い換えた場合、あくまで常識から外れているから狂気なのであって、常識の範囲が変われば、狂気の範囲も変遷するものであるともいえる。

一般的に、現実には存在しないバーチャルなキャラクターに愛を注ぐことは、常識に反するものと考えられている。「初音ミク」が透明なスクリーン上にて歌う姿を、毎年2万人規模の人間が熱狂をもって観戦する姿は、あるいは「狂気」であると判断する人もいるかもしれない。ゼロとイチだけで構成された「初音ミク」は、どれほど熱狂的に恋焦がれようと、所詮はバーチャルな歌姫ではない。そうである以上、「初音ミク」を愛するのは、常識に反する、つまり、「狂気」であるということもできる。

ある意味、「初音ミク」より一層の「狂気」をふりまくものとして、バーチャルユーチューバーという存在が挙げられる。先駆者的存在である「キズナアイ」がNHKにて取り上げられたため、その名を聞いたことのある人もいるかと思う。バーチャルユーチューバーとは、架空のキャラクターに扮して、動画配信を行う人々をいう。彼・彼女らの存在のもっとも「狂気」なところは、キャラクターを演じている実在の人間が存在するにもかかわらず、動画配信を行うのは、あくまで架空のキャラクターであり、視聴者が熱狂するのも、動画配信を行っているバーチャルなキャラクターそれ自身であるという点である。演じている人間に熱狂が向けられることは、原則としてない。このようなバーチャルユーチューバーは、近年爆発的に増加し、現在、3000人以上存在しており、それらの合計再生数は約5億回であるという。

もちろん、少なくとも現在の常識では、バーチャルなキャラクターに愛を注ぐことはやはり常識に反するものとされる。それにもかかわらず、バーチャルユーチューバーのこれほどの増加は、現代日本には、バーチャルなキャラクターに愛を注ぐ、「狂気」を纏った人間が多数存在しているということを示しているともいえる。

では、我々の世界は、「悪い方」へと向かってしまっているのだろうか。

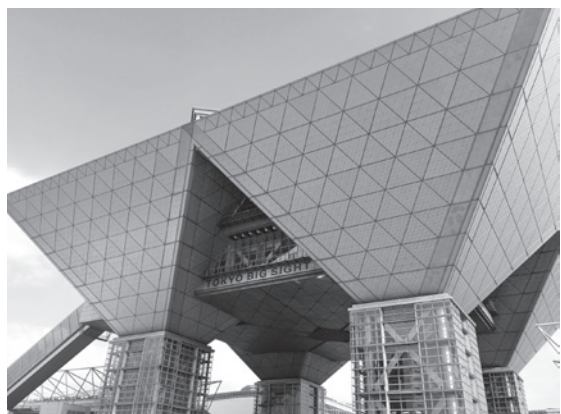
『なるほど、私が狂っていることは君の常識が保証してくれるのだろう。だが、君のいう常識が正常であることは、いったいどこの誰が保証してくれるのか』

私としては、悪い方へと向かっているという悲観論者に対しては、そういう異議を挟みたくなる。

バーチャルユーチューバーである「月ノ美兎」の配信をPCから流しつつ、顧問先の声優事務所から提出された、バーチャルユーチューバーに関する契約書をレビューしている私も、見方によっては、十分に「狂気」を纏っているといえるだろう。

仮想への熱狂を作り出し、ときに、自ら仮想に熱狂していく。

バーチャルにかかわる業界というのは、つくづく因果なものである。



東京ビックサイト

**法律学**

『法学の誕生』内田真／筑摩書房  
『法文化論序説 上』池田政章／信山社出版

**外国法**

『違憲審査基準 アメリカ憲法判例の現在』山本龍彦／弘文堂  
『アメリカ連邦議会の憲法解釈』土屋孝次／有信堂高文社  
『アメリカ憲法入門 第8版』松井茂記／有斐閣  
『ドイツ連邦共和国基本法』初宿正典／信山社出版  
『フランス近代憲法理論の形成』時本義昭／成文堂  
『アジアの司法アクセス 2017』日本司法支援センター  
『米国刑事判例の動向 2』椎橋隆幸／中央大学出版部  
『フランス競争法における濫用規制』長尾愛女／日本評論社

**憲法**

『比較憲法 第3版』辻村みよ子／岩波書店  
『比較不能な価値の迷路 増補新装版』長谷部恭男／東京大学出版会  
『トランスジェンダーと現代社会』石井由香理／明石書店  
『総点検日本国憲法の70年』穴戸常寿／岩波書店  
『最新憲法資料集』辻村みよ子／信山社  
『憲法判例 第8版』戸松秀典／有斐閣  
『Q&Aで学ぶGDPRのリスクと対応策』中崎尚／商事法務  
『行政情報の法理論』村上裕章／有斐閣

**選挙法**

『地方選挙要覧 平成30年版』国政情報センター／国政情報センター

**行政法**

『公務員法と労働法の交錯』小島典明／シアース教育新社  
『これでよいのか！インフラ専門技術者』高木千太郎／ぎょうせい  
『よくわかる河川法 第3次改訂版』河川法令研究会／ぎょうせい  
『災害発生時における自治体組織と人のマネジメント』市川宏雄／第一法規

**軍事・防衛法**

『沖繩 憲法なき戦後 講和条約三条と日本の安全保障』古閑彰一／みすず書房

**会計法**

『官公庁契約法精義 2018』有川博／全国官報販売協同組合

**税法**

『税源浸食と利益移転 (BEPS) 対策税制』日本税務研究センター／日本税務研究センター  
『人事労務担当者のための企業税務講座』橋森正樹／労働調査会  
『税制改正Q&A 平成30年度』ABC税務研究会／ビジネス教育出版社  
『租税条約はこう変わる！ BEPS条約と企業の国際取引』矢内一好／第一法規  
『外国子会社合算税制コンパクトガイド 平成30年版』ディーエルエイパパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所／大蔵財務協会  
『国税不服申立制度活用の教科書』余郷太一／日本法令  
『国税徴収法基本通達逐条解説 平成30年版』小林徹／大蔵財務協会

『国税徴収法精解 平成30年改訂』吉国二郎／大蔵財務協会  
『農地の納税猶予の特例のすべて 平成30年版』若木裕／大蔵財務協会  
『申告所得税・源泉所得税関係租税特別措置法通達逐条解説 平成30年版』榎田明／大蔵財務協会  
『減価償却資産の耐用年数表 平成30年版』納税協会連合会／納税協会連合会  
『金融マン・FPのための相続税相談ノート』重邦宜／中央経済社  
『ここが違う！プロが教える土地評価の要諦 新版』東北篤／清文社  
『これで安心！院長先生の医業承継と相続税対策改訂版』アフエックス／税務経理協会  
『Q&A小規模宅地特例の活用』高橋安志／ぎょうせい  
『相続税贈与税土地評価の実務 平成30年版』犬丸伸浩／大蔵財務協会  
『税理士の相続業務強化マニュアル』山本和義／中央経済社  
『覚えておきたい自治体徴収実務の定石』日澤邦幸／第一法規  
『固定資産税の課税の誤りと他方面への影響』森田純弘／税務研究会出版局

**民法**

『業務場面でつかむ！民法改正で企業実務はこう変わる』小田大輔／第一法規  
『新債権法が重要判例に与える影響』松尾博憲／金融財政事情研究会  
『論点解説民法(債権法)改正と不動産取引の実務』鎌野邦樹／日本加除出版  
『債権法改正と税務実務への影響』西中間浩／税務研究会出版局  
『(詳解)民法(債権法)改正による不動産実務の完全対策』柴田龍太郎／プロGRESS  
『改正民法保証法』宗宮英俊／日本法令  
『標準実用契約書式全書 改訂版』寺本吉男／日本法令  
『判例にみる慰謝料算定の実務』升田純／民事法研究会  
『超高齢社会の家族法と法律実務 無縁 後見 遺言 遺留分』大阪司法書士会／日本加除出版  
『相続の仕事の現場で使える民法』弁護士法人Y&P法律事務所／税務経理協会  
『遺留分の法律と実務 第2次改訂版』埼玉弁護士会／ぎょうせい  
『すぐに役立つ民法改正対応！図解とQ&Aでわかる賃貸経営のための不動産賃貸・管理の法律とトラブル実践的解決法 150』三修社  
『市区町村長限りの職権訂正記載例集 新版 コンピュータシステム編』長山康彦／日本加除出版  
『分譲マンション区分所有建物紛争の法律実務』柄澤昌樹／青林書院  
『マンション管理組合の総会運営の実務』渡辺晋／大成出版社

**商事法**

『事例で学ぶ会社法実務 全訂版』東京司法書士協同組合／中央経済社  
『バリューアップ内部監査Q&A』日本内部監査協会／同文館出版  
『内部統制と会社役員の法的責任』伊勢田道仁／中央経済社  
『グループ会社リスク管理の法務 第3版』高橋均／中央経済社  
『立場別・ステージ別ストック・オプションの活用と実務 第4版』税理士法人AKJパートナーズ／中央経済社  
『実務に役立つQ&A中小会社における戦略的役員

報酬と税務』小林磨寿美／大蔵財務協会  
『変わる株主総会』森・濱田松本法律事務所／日本経済新聞出版社  
『機関投資家の議決権行使方針及び結果の分析 平成30年版』森・濱田松本法律事務所／商事法務  
『独立取締役の意義と導入制度』曾我政弘／日本評論社  
『執行役員の実務』倉橋雄作／商事法務  
『IFRS国際会計基準の基礎 第5版』中央経済社  
『不正会計リスクにどう立ち向かうか！内部統制の視点と実務対応』宇澤亜弓／清文社  
『保険法 上』山下友信／有斐閣  
『備前契約の実務的解説 2訂版』谷本裕範／成山堂書店

**刑法**

『刑事政策 第7版』岩井宜子／尚学社  
『矯正教育学 全訂版』法務省矯正研修所／矯正協会  
『犯罪学と精神医学史研究 2』影山任佐／金剛出版  
『実務のための軽犯罪法解説』井阪博／東京法令出版

**司法制度・司法行政**

『鉄路紀行 本林健一郎遺稿集』本林健一郎先生を偲ぶ会呼びかけ人一同／本林健一郎先生を偲ぶ会呼びかけ人一同  
『祖父三輪寿社 大衆と歩んだ信念の政治家』三輪建二／鳳書房  
『必携実務家のための法律相談ハンドブック』第一東京弁護士会全期会／新日本法規出版  
『弁護士業務書式文例集 5訂版』弁護士業務書式研究会／日本法令  
『法律事務職員研修「中級講座」資料 2018年度』東京弁護士会弁護士業務改革委員会／東京弁護士会弁護士業務改革委員会

**訴訟手続法**

『安心できる競売物件の見方・買い方 第6版』競売実務研究会／民事法研究会  
『事業者破産の理論・実務と書式』相沢光江／民事法研究会  
『民事再生の運用指針』館内比佐志／金融財政事情研究会  
『会社非訟申立ての実務＋申立書式集 改訂』池田浩一郎／日本加除出版  
『一問一答・平成28年刑事訴訟法等改正』吉田雅之／商事法務  
『ケースブック刑事訴訟法 第5版』井上正仁／有斐閣  
『裁判例コンメンタール刑事訴訟法 4 §351～§507』河村博／立花書房  
『監視型捜査手続の分析』松代剛枝／日本評論社  
『天文館強姦えん罪事件・高裁逆転無罪判決の報告』天文館事件控訴審判護人  
『裁判員裁判と刑法』松澤伸／成文堂

**経済産業法**

『人工知能・ロボットと労働・雇用をめぐる視点』国立国会図書館調査及び立法考査局／国立国会図書館  
『データ活用社会を支えるインフラ』国立国会図書館調査及び立法考査局／国立国会図書館  
『独禁法講義 第8版』白石忠志／有斐閣  
『入札談合と独占禁止法 平成30年4月改訂版』公正取引協会／公正取引協会  
『独占禁止法 第3版』菅久修一／商事法務  
『適時開示の理論・実務』久保幸年／中央経済社  
『企業価値評価の実務Q&A 第4版』フレタス・コンサルティング／中央経済社

『事業担当のための逆引きビジネス法務ハンドブック』塩野誠/東洋経済新報社  
『DCF法の数学』松村昌人/インプレスR&D  
『逐条解説消費者契約法 第3版』消費者庁消費者制度課/商事法務  
『Q&A連鎖販売取引の法律実務』千原曜/中央経済社  
『フランチャイズ契約の実務と書式 改訂版』神田孝/三協法規出版  
『ビットコイン&ブロックチェーン』岡田仁志/東洋経済新報社  
『事例で学ぶビットコインの会計・税務Q&A50選』延平昌弥/清文社  
『デリバティブ入門講義』根岸康夫/金融財政事情研究会  
『コンプライアンスのための金融取引ルールブック 第17版』銀行研修社  
『保険業法』細田浩史/弘文堂

#### 知的財産法

『技術系ベンチャー企業の経営・知財戦略』関水信和/中央経済社  
『特許権侵害紛争の実務』小松陽一郎先生古稀記念論文集刊行会/青林書院  
『職務発明制度規程の作り方と書式例』太田大三/日本法令  
『JASRACと著作権、これでいいのか』城所岩生/ポエムピース

#### 観光・交通法

『民泊のすべて』石井くるみ/大成出版社  
『貸切バス事業更新申請・適正化の手引』道路運送法令研究会/ぎょうせい

#### 通信法

『プロバイダ責任制限法 改訂増補第2版』総務省総合通信基盤局/第一法規

#### 労働法

『職場のハラスメント 第2版』中井智子/労務行政  
『労働法』野川忍/日本評論社  
『労働関係訴訟の実務 第2版』白石哲/商事法務  
『企業の労基署対応の実務 改訂版』布施直春/産労総合研究所出版部経営書院  
『賃金・労働条件総覧 2018年版 賃金交渉編』産労総合研究所/産労総合研究所出版部経営書院  
『病院賃金実態資料 2018年版』産労総合研究所/産労総合研究所出版部経営書院  
『裁量労働制はなぜ危険か』今野晴貴/岩波書店  
『すぐに役立つ図解とQ&Aでわかる最新労働安全衛生をめぐる法律と疑問解決マニュアル108』三修社  
『働く人の健康状態の評価と就業措置・支援 改訂2版』森見爾/労働調査会  
『トランスジェンダーと職場環境ハンドブック』東優子/日本能率協会マネジメントセンター  
『職場にいるメンタル疾患患者・発達障害者と上手に付き合う方法』久保修一/日本法令  
『労働組合法の基礎と活用』道幸哲也/日本評論社  
『労災保険給付基礎額の手引 改訂7版』労働調査会/労働調査会

#### 社会福祉法

『触法障害者の地域生活支援』生島浩/金剛出版  
『高齢者・障がい者権利擁護の集い 資料集 第15回』高齢者障がい者権利擁護の集い実行委員会/東京弁護士会多摩支部  
『高齢者・障がい者権利擁護の集い 報告書 第15回』高齢者障がい者権利擁護の集い実行委員会/東京弁護士会多摩支部

『Q&A児童虐待防止ハンドブック 全訂』児童虐待問題研究会/ぎょうせい  
『創作子どもポルノ』と子どもの人権 渡辺真由子/勁草書房

#### 医事法

『生命科学と法の近未来』米村滋人/信山社  
『メディカルサービス法人をめぐる法務と税務 改訂増補』佐々木克典/清文社  
『医療事件の実務』青野博晃/東京法律相談運営連絡協議会

#### 環境法

『ラムサール条約の国内実施と地域政策』佐藤寛/成文堂  
『動物の権利入門』Francione, Gary L./緑風出版

#### 教育法

『現代の学校マネジメントの法的論点厳選10講 改訂版』高橋洋平/第一法規  
『Q&A保育所・幼稚園のための法律相談所』岩月泰頼/日本加除出版

#### 国際法

『国際法遵守の管理モデル』Chayes, Abram/中央大学出版社  
『サイバー攻撃の国際法』中谷和弘/信山社  
『国際責任の履行における賠償の研究』大森正仁/慶應義塾大学法学研究会  
『国際的難民保護と負担分担』杉木明子/法律文化社  
『1冊でおさえる英文・和文契約実務の基本』寺村淳/中央経済社  
『国際取引の現代的課題と法』柏木昇/信山社  
『Q&A介護職種の技能実習生受入れの手引』日本介護福祉士会/新日本法規出版

#### 医学書

『放射化学 改訂第2版』福土政広/メジカルビュー社  
『血液細胞アトラス 第6版』通山薫/文光堂  
『標準微生物学 第13版』神谷茂/医学書院  
『医動物学 改訂7版』吉田幸雄/南山堂  
『すぐ役立つ救急のCT・MRI 改訂第2版』井田正博/学研メディカル秀潤社  
『心エコー図』筒井裕之/メジカルビュー社  
『消化管EUSパーフェクトガイド』藤城光弘/日本医事新報社  
『救急・集中治療最新ガイドライン 2018・19』岡元和文/総合医学社  
『ステロイドの選び方・使い方ハンドブック 改訂第3版』山本一彦/羊土社  
『NANDA-I看護診断 2018-2020』Herdman, T. Heather/医学書院  
『いまさら訊けない! 水電解質異常の診かた、考えかた』加藤明彦/中外医学社  
『1型糖尿病治療・ケアのエッセンス』馬場園哲也/医歯薬出版  
『高齢者糖尿病治療ガイド 2018』日本糖尿病学会/文光堂  
『診療所/一般病院の血液診療Do&Don't』岡田定/日本医事新報社  
『そうだったのか! 症例でみる循環器病態生理』古川哲史/メディカル・サイエンス・インターナショナル  
『患者さんへの説明の仕方もわかる冠攣縮性狭心症の見方と考え方』末田章三/総合医学社  
『心不全』小室一成/中山書店  
『末梢血管疾患診療マニュアル』東谷昭昭/南江堂  
『リンパ浮腫診療ガイドライン 2018年版』日本

リンパ浮腫学会/金原出版  
『急性呼吸不全』藤野裕士/中山書店  
『肺高血圧症』筒井裕之/メジカルビュー社  
『痔・肛門疾患診療の最前線』佐々木裕/中山書店  
『胃癌治療ガイドライン 2018年1月改訂第5版』日本胃癌学会/金原出版  
『痔瘻・胆道癌』齋浦明夫/メジカルビュー社  
『IPMN国際診療ガイドライン 2017年版』国際膵臓学会/医学書院  
『運動ニューロン疾患』青木正志/中外医学社  
『標準精神医学 第7版』尾崎紀夫/医学書院  
『神経感染症』亀井聡/中外医学社  
『中枢脱髄性疾患』吉良潤一/中外医学社  
『末梢神経障害』神田隆/中外医学社  
『臨床・病理脳腫瘍取扱い規約 第4版』日本脳神経外科学会/金原出版  
『頭部の鑑別診断のポイント』青木茂樹/学研メディカル秀潤社  
『PTSD・物質乱用治療マニュアル』Najavits, Lisa M./金剛出版  
『誰もが知りたいADHDの疑問に答える本』Hinshaw, Stephen P./星和書店  
『わかりやすい予防接種 改訂第6版』渡辺博/診断と治療社  
『標準麻酔科学 第7版』稲田英一/医学書院  
『合併症ゼロを目指した最新の低侵襲内視鏡外科手術』金原出版  
『がん患者の心臓を守る! 腫瘍循環器学Q&A』伊藤浩/文光堂  
『ICD・CRTの考えかた、使いかた』清水昭彦/中外医学社  
『胃癌』佐野武/メジカルビュー社  
『消化管ストーマ関連合併症の予防と治療・ケアの手引き』日本ストーマ排泄リハビリテーション学会/金原出版  
『肩関節手術のすべて』菅谷啓之/メジカルビュー社  
『Q&A・フローチャートによる下肢切断の理学療法 第4版』原和彦/医歯薬出版  
『あたらしい皮膚科学』清水宏/中山書店  
『カスレス・シングルポート泌尿器手術 基盤・上級編』木原和徳/医学図書出版  
『腹腔鏡手術』荒井陽一/メジカルビュー社  
『産婦人科感染症マニュアル』日本産婦人科感染症学会/金原出版  
『IMEAマイクロ波子宮内膜アブレーションの臨床』浅川恭行/メジカルビュー社  
『図説よくわかる臨床不妊症学 第3版 生殖補助医療編』柴原浩章/中外医学社  
『心疾患合併妊娠の管理』吉松淳/メジカルビュー社  
『事例から学ぶ産科医療補償制度と助産リスクマネジメント』村上明美/医歯薬出版  
『わかりやすい感覚器疾患』前田直之/日本医師会  
『現代の眼科学 改訂第13版』吉田晃敏/金原出版  
『眼科インフォームド・コンセント』國吉一樹/金芳堂  
『頭頸部癌取扱い規約 第6版』日本頭頸部癌学会/金原出版  
『音声障害診療ガイドライン 2018年版』日本音声言語学会/金原出版  
『日本重症患者の栄養療法ガイドライン』日本集中治療医学会/真興交易(株)医書出版部  
『HCR-20コンパニオン・ガイド 暴力のリスク・マネージメント』DouglasKevin S./星和書店

#### 一般書

『政策決定と科学的リテラシー』国立国会図書館調査及び立法考査局/国立国会図書館



### 特定複合観光施設区域整備法案（いわゆるカジノ解禁実施法案）に反対し、 廃案を求める会長声明

2018年6月19日、特定複合観光施設区域整備法案（いわゆるカジノ解禁実施法案）が衆議院で可決された。同法案は、2016年12月15日に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（いわゆるカジノ解禁推進法）に基づき、カジノを解禁しようとするものである。

当会は、これまで、一貫して、カジノ解禁に反対してきた（2014年11月10日付意見書、2016年12月5日付会長声明）。

カジノ施設におけるスロットマシンやテーブルゲームは、ゲームの速度や頻度の多さから、賭け金も無秩序に高額なものになりがちである。カジノ解禁実施法案は、入場回数制限を7日間で3回、28日間で10回までとし、入場料を6000円とするが、24時間営業のギャンブル施設に連続して3日、最大72時間も居続けることができ、賭け金額の規制も行われないうのでは、ギャンブル依存症の発症率は相当に高くなることが懸念される。

さらに、カジノ解禁実施法案では、一定の金額を預け入れた顧客に対しては、カジノ事業者から資金の貸付を行うことが想定されている（特定資金貸付業務）。その一定の金額がいくらであるかは、現時点では不明であり、後に「カジノ管理委員会規則で定める」ものとされる。この貸付には、年収の3分の1を超える貸付を禁止する貸金業法の総量規制が適用されることもない。カジノの賭け金を捻出するための借入が可能となれば、

ギャンブル依存症を誘発する危険性は高い。

カジノ解禁実施法案は、日本で初めて民間賭博を公認し、民間事業者が、営利の目的でギャンブル事業を営み、顧客の負荷を事業者の利益とすることを認めるものである。カジノ事業者は、カジノ行為粗利益の3割の納付金を義務づけられるとはいえ、その余の収益の用途は、制限されない。これまで、特別法により公営ギャンブルの違法性を阻却する際には、「目的の公益性（収益の用途を公益性のあるものに限ることも含む）」や「運営主体等の性格（官又はそれに準じる団体に限るなど）」等が考慮要素とされ、そのために民間賭博が認められることはなかった。今ここで、カジノを解禁することは、法秩序全体の整合性を著しく損なう。

昨年8月に実施された意見募集（パブリックコメント）でも、1234名から提出された意見のうちカジノ解禁に反対するという意見が829件もあり、各種世論調査でも、カジノ解禁に反対あるいは慎重とする意見が賛成意見を圧倒している。

以上より、当会は、カジノ解禁実施法案に強く反対し、廃案を求めるものである。

2018年6月20日

東京弁護士会会長 安井 規雄

### 民法の成年年齢引下げ法案成立に対する会長声明

本年6月13日、第196回国会（今通常国会）において、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が可決成立した。

当会は、今まで、民法の成年年齢は18歳に引き下げるべきではなく、仮に引き下げの場合も消費者保護や若年者保護のための諸条件の整備の実施・検証が必要であるという意見を発出してきた（2009年7月30日付『民法の成年年齢の引き下げについて』に関する意見書）、2017年2月13日付「消費者被害の観点からの民法の成年年齢引下げの議論に関する意見書」）。今般の法改正は、それらの条件整備がなされない中で成年年齢を18歳に引き下げるものであり、極めて遺憾である。

成年年齢を引き下げる理由として、急速な少子高齢化の中で若年者の社会への参加時期を早めることにより「大人」の自覚を高めることが社会に大きな活力をもたらすという点や18歳・19歳の若者の自己決定権の尊重などが挙げられているが、

140年間も安定的に定着してきた成年年齢20歳を引き下げる立法事実としては極めて観念的・抽象的と言わざるを得ない。一方、引下げによって、18歳・19歳の若者が未成年者取消権（民法第5条第2項）を失うことによる消費者被害拡大のおそれ、親権の対象となる年齢引下げによる自立困難な若年者の困窮の増大、高校教育での生徒指導の困難化、養育費支払終期の繰上げのおそれなど、多くの具体的な問題点が指摘されているが、その対策は現時点において全く不十分である。

今般の法改正は、2009年10月の法制審議会の意見が18歳への引下げ適当と答申したことを一つの論拠とするが、同法制審議会の最終報告書は、引下げの条件として、①若年者の自立を促すような施策・消費者被害の拡大のおそれを解決する施策が実現されること、②施策の効果が十分に発揮されること、③施策の効果が国民の意識として現れることという3つのハードルを明記している。しかし、今通常国会で意見を述べたほとんどの参考人が、現状ではこれらのハードルがクリアさ



れていないことを指摘しており、未だ引き下げるべき時期に至っていないことが明らかである。

特に、若年者の消費者被害拡大のおそれについては、18歳・19歳の者が未成年者取消権を失うことについての対応が必要不可欠であり、つけ込み型不当勧誘についての消費者契約法の取消権などの消費者保護民事ルール創設、若年者のクレジットや借入に対する規制強化、消費者教育の充実・強化に向けての抜本的改革など具体的施策が必要であるが実現されていない。今通常国会で成立した消費者契約法改正法により、不安を煽ったり恋愛感情を抱いていることに乗じた勧誘を理由とする取消権が創設されたが、極めて限定された形態の消費者被害に関する規定に過ぎず、未成年者取消権喪失の手当としてはあまりにも不十分である。

また、引下げについての正しい知識を前提とした国民的議論も見られず、世論調査においても反対が多数を占める現状であり、国民の意識への浸透には程遠い状況にある。

当会は、このような状況において本法律が成立したことにより、上記の問題点が現実化することへの強い懸念を改めて表明するとともに、2022年4月の本法律の施行時期までに問題点を実質的に解決する実効性ある十分な施策の実現と効果の発揮、および国民への十分な周知を図るよう政府に対して強く求めるものである。

2018年6月25日

東京弁護士会会長 安井 規雄

## 死刑執行に抗議するとともに、死刑執行を停止し、2020年までに死刑制度の廃止を含め刑罰制度全体の見直しを求める会長声明

2018年7月6日、全国に拘置されていた死刑確定者7名の死刑が一斉に執行された。うち6名は再審請求中であり、心神喪失の疑いのあるものも含まれている。今回の死刑執行は、昨年8月、上川法務大臣就任以降2回目のもので、第2次安倍内閣以降、13回目で合計28名になる。

死刑制度の存否については様々な意見があるところ、死刑は一度執行されると冤罪であった場合には取り返しが見つからない。そもそも死刑は国家刑罰権の発動としてなされるもので、「国家が人の生命を奪うことが許されるのか」という根源的な問題がある。また、刑罰には応報の理念は認められるが、刑事政策の本質は犯罪者の更生を図るとともに犯罪を防止することにある。しかし、死刑では犯罪者の更生を図ることができず、犯罪抑止の効果もないとされている。

このような事情を考慮すると、死刑制度は見直されるべきものであるといえる。

特に日本においては、これまで死刑囚を含め多くの冤罪が発生し、再審無罪により社会復帰を果たした例（免田・財田川・松山・島田等々各事件）がある。このように誤判・冤罪の危険性が具体的かつ現実的問題であることについては大いに認識されるべきである。

また、死刑に直面している死刑確定者に対しては、被疑者・被告人段階、再審請求段階、執行段階のいずれにおいても十分な弁護権、防御権が保障されるべきである。それゆえ今回の再審請求中の死刑確定者に対する死刑の執行は問題であると言わざるを得ない。

更に、現在、国際社会においては死刑廃止に向かう潮流が

主流となっており、日本を含め死刑制度を残し、死刑を執行している国は少数となっている。

国連の自由権規約委員会（1993年、1998年、2008年、2014年）、拷問禁止委員会（2007年、2013年）及び人権理事会（2008年、2012年）は、死刑の執行を繰り返している日本に対し、死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討すべきであるとの勧告を繰り返し行っている。今回の執行に対しても、多くの国々、国際機関等から批判や懸念が表明されている。

他方、犯罪により尊い命が奪われた場合、失われた命は二度と戻ってこない。人の命は何よりも重いものであり、生命を奪う犯罪は決して許されるものではない。また犯罪により身内の方を亡くされた遺族の方が厳罰を望むことは、ごく自然なことであり、その心情も十分に理解できる。

このような事情を踏まえると、当会は、基本的人権の尊重を基本とする民主主義社会である現代社会においては、犯罪被害者・遺族に対し十分な支援を行うことに一層力を注ぐとともに、死刑が生命を剥奪する刑罰で国家による重大な人権侵害であることに目を向けつつ、死刑制度を含む刑罰制度全体を見直す必要があると考える。

それゆえ今回の死刑執行に対しては、強く抗議するとともに、改めて死刑を廃止するまで全ての死刑執行を停止した上で、死刑制度を含む刑罰制度全体の見直しをここに求めるものである。

2018年7月9日

東京弁護士会会長 安井 規雄